

6.3 生物多様性（植物）

6.3 生物多様性（植物）

本事業の実施に伴い、工事中は建設行為等により、また供用時は施設の存在・土地利用の変化及び施設の運営により、植物相に影響を及ぼすおそれがあります。

このことから、本事業の工事中及び供用時における植物相への影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【工事の実施に伴う植物相、水生植物相の変化の内容及びその程度】

項目	結果等の概要	参照頁									
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 既存資料（区画整理）の現地調査において対象事業実施区域及びその周辺で確認された植物相は、下表のとおりとされています。 <table border="1" data-bbox="475 645 1161 745"> <tr> <td>維管束植物</td> <td>128 科</td> <td>678 種</td> </tr> <tr> <td>蘚苔類</td> <td>39 科</td> <td>85 種</td> </tr> <tr> <td>付着藻類</td> <td>18 科</td> <td>85 種</td> </tr> </table> 対象事業実施区域及びその周辺において、23 の植物群落等を確認しました。 	維管束植物	128 科	678 種	蘚苔類	39 科	85 種	付着藻類	18 科	85 種	p. 6. 3-13 ～6. 3-33
維管束植物	128 科	678 種									
蘚苔類	39 科	85 種									
付着藻類	18 科	85 種									
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> 注目すべき種の植物相及びその生育環境への影響を最小限に留めること。 	p. 6. 3-34									
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 工事に伴う夜間照明の影響については、工事中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）、工事従事者への講習・指導（工事区域外への不必要な立ち入りを制限する）等の配慮を実施することから、樹林域に生育するヤブムグラ、アマナへの影響はほとんどないと予測します。 相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域では、土地区画整理事業によって、環境保全措置や地上式調整池（調整池4）の整備が行われ、本事業は、その周辺で工事を実施しますが、樹林域と同様の配慮を実施するとともに、本事業の工事が影響を与えないよう工事实施時期や工法などについて土地区画整理事業の事業者と調整することから、影響はほとんどないと予測します。 <p style="text-align: center;">重要な種の保護の観点から、一部、非表示としております。</p>	p. 6. 3-37									
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> 夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する等により作業時間を順守します。 土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲に対し、土地区画整理事業の事業者と調整し、本事業の工事が影響を与えないような工事实施時期や工法とします。 工事の実施に伴う夜間照明の影響を低減するため、工事敷地境界には仮囲いを設置します。 	p. 6. 3-41									
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> 予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「注目すべき種の植物相及びその生育環境への影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。 	p. 6. 3-44									

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【施設の存在・土地利用の変化に伴う植物相、水生植物相の変化の内容及びその程度】

項目	結果等の概要	参照頁									
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 既存資料（区画整理）の現地調査において対象事業実施区域及びその周辺で確認された植物相は、下表のとおりとされています。 <table border="1" data-bbox="480 322 1166 421"> <tr> <td>維管束植物</td> <td>128 科</td> <td>678 種</td> </tr> <tr> <td>蘚苔類</td> <td>39 科</td> <td>85 種</td> </tr> <tr> <td>付着藻類</td> <td>18 科</td> <td>85 種</td> </tr> </table> 対象事業実施区域及びその周辺において、23 の植物群落等を確認しました。 	維管束植物	128 科	678 種	蘚苔類	39 科	85 種	付着藻類	18 科	85 種	p. 6. 3-13 ～6. 3-33
維管束植物	128 科	678 種									
蘚苔類	39 科	85 種									
付着藻類	18 科	85 種									
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> 注目すべき種の植物相や植生の多様性の回復に寄与すること。 	p. 6. 3-34									
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域は土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があり、本事業で公園利用に必要な範囲の整地と公園施設の設置を行います。それらを踏まえた地域区分ごとの予測結果は下記のとおりです。 【人工的土地利用域、樹林が点在する広大な草地域、和泉川源流域】 注目すべき種の生育は確認されていません。 【谷戸地域】 公園施設を整備することで低茎乾生草地の面積が減少します。また、土地区画整理事業により相沢川が暗渠化され、谷戸底の畑地、水田、休耕田が消失しますが、土地区画整理事業が実施する環境保全措置として、保全対象種の生育環境を創出するため、谷戸地形をいかして多自然水路等の多様な湿性環境を整備するほか、湿生草地、高茎乾生草地、樹林地の整備を予定しており、水路、水深の異なる湿地、湿生・乾生草地、樹林という環境区分が連続的に推移することで、様々なハビタットタイプの動植物の生息・生育が可能な生態系ネットワークのコアエリアを創出します。そのため、当該地域において確認された水路、湿生草地、高茎乾生草地に生育する注目すべき種の生育環境の変化は小さいと予測します。 	p. 6. 3-38 ～6. 3-39									
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> 【対象事業実施区域全体】 可能な限り既存樹の現位置保存に努めるとともに、既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土を保全・活用することで植生の回復を図り、併せて、適切な維持管理を行うことで、在来種の保全に努めます。 中央地区及び東地区の草地広場は国際園芸博覧会で整備される草地等の緑地を継承し、公園広場として広げていきます。 生態系に影響を及ぼす恐れがあると考えられる植物については、配慮すべき種の開花時期等を踏まえた維持管理計画を立て、特定の種の蔓延防止に努め、創出した草地環境を維持します。 園路や駐車場等には礫間貯留、バイオスウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設の整備、維持管理を行うことで、公園整備による和泉川流域及び堀谷戸川流域における対象事業実施区域外への雨水の流出量の増加分の全てを吸収し、水源の涵養を図り、適切な管理により機能の維持に努めます。 	p. 6. 3-41 ～6. 3-43									

注 1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【施設の存在・土地利用の変化に伴う植物相、水生植物相の変化の内容及びその程度】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	<p>【谷戸地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲では、植栽等による樹林地、オギ群落や水田雑草群落など湿生の低茎～高茎草地の環境を創出するとともに、その周辺には粗放的管理を行うエリアや高茎乾生草地の整備を計画します。相沢川北部のエノキやマグワを主体とした疎林には、植栽により新たな緑を創出するほか、相沢川周辺の谷戸地形をいかし、雨水の溜まる窪地として湿性を維持します。 ・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺は、生物の生息・生育に配慮した園路の配置を計画し、土地区画整理事業が環境保全措置を実施する範囲は保全すべき植生への踏圧の制限や生物の採取防止のため、立ち入りは原則エリア内に配置される園路とし、園路にロープ柵等を設置します。なお、園路以外においても管理者のコントロールの下、自然体験や観察会などができるようなエリアも確保します。 ・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺において、「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成 25 年 3 月）を参考に、環境特性や保全対象種等に合わせた維持管理計画を作成し、モニタリングによる保全対象種の確認と計画の見直しを行うとともに、在来種の保全の観点から、注意が必要な外来種の開花・結実時期に合わせた刈り取りや駆除等を実施し、保全・創出した環境が継続するよう人為的攪乱も含め順応的な維持管理を行います。 	p. 6. 3-41 ～6. 3-43
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「注目すべき種の植物相や植生の多様性の回復に寄与すること。」を達成するものと評価します。 	p. 6. 3-44 ～6. 3-45

注 1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【施設の運営に伴う植物相、水生植物相の変化の内容及びその程度】

項目	結果等の概要	参照頁									
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 既存資料（区画整理）の現地調査において対象事業実施区域及びその周辺で確認された植物相は、下表のとおりとされています。 <table border="1" data-bbox="480 322 1163 421"> <tr> <td>維管束植物</td> <td>128 科</td> <td>678 種</td> </tr> <tr> <td>蘚苔類</td> <td>39 科</td> <td>85 種</td> </tr> <tr> <td>付着藻類</td> <td>18 科</td> <td>85 種</td> </tr> </table> 対象事業実施区域及びその周辺において、23 の植物群落等を確認しました。 	維管束植物	128 科	678 種	蘚苔類	39 科	85 種	付着藻類	18 科	85 種	p. 6. 3-13 ～6. 3-33
維管束植物	128 科	678 種									
蘚苔類	39 科	85 種									
付着藻類	18 科	85 種									
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> 注目すべき種の植物相及びその生育環境への影響を最小限に留めること。 	p. 6. 3-34									
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 供用時には屋外スポーツ施設にナイター照明、駐車場及び園路にポール照明を設置する計画ですが、誘虫性の低いLED照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和3年3月）を踏まえ、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うこと、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、対象事業実施区域外への光漏れを軽減することから、樹林域に生育するヤブムグラ、アマナへの影響はほとんどないと予測します。 土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生育環境及び地上式調整池（調整池4）が整備・創出されますが、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うことから、影響はほとんどないと予測します。 <p style="text-align: center;">重要な種の保護の観点から、一部、非表示としております。</p>	p. 6. 3-40									
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> 屋外スポーツ施設に設置するナイター照明、駐車場及び園路に設置するポール照明は、誘虫性の低いLED照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和3年3月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、周辺の住居及び生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制します。また、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、照明設備の使用による対象事業実施区域外への光漏れを軽減するなどの対策を行います。 	p. 6. 3-41 ～6. 3-42									
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> 予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「注目すべき種の植物相及びその生育環境への影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。 	p. 6. 3-45									

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

6.3.1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

- ① 植物の状況
- ② 地形、地質の状況
- ③ 土壌の状況
- ④ 水質の状況
- ⑤ 水循環の状況
- ⑥ 土地利用の状況
- ⑦ 関係法令、計画等

(2) 調査地域・地点

① 植物の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

なお、既存資料（区画整理）における現地調査地域は、図 6.3-1 に示すとおり、対象事業実施区域周辺の比較的多くの動物種の生息が考えられる土地区画整理事業実施区域の端部から約 200m までの範囲（舗装地等人工改変地を除く）とされています。

維管束植物及び蘚苔類の任意観察（踏査による調査）については、調査地域内を網羅的に踏査することにより行うことを基本としましたが、林縁部、草地の境目、林内の日当たりのよい場所や逆に湿潤な場所等に着目する等、分類群ごとに、該当する生育好適環境を踏まえ、効率的な踏査ルートが設定されています。

付着藻類は対象事業実施区域及びその周辺を流れる大門川、相沢川、和泉川及び堀谷戸川にそれぞれ調査地点が設定されました。また、調査地点を中心に、上下流及び接続する小水路において任意観察及び採取が行われました。

既存資料（区画整理）における現地調査地点は図 6.3-2、踏査ルートは図 6.3-3 に示すとおりとされています。

なお、既存資料（区画整理）の現地調査結果を活用するにあたり、既存資料（区画整理）の現地調査地点が本事業の対象事業実施区域内においても現存植生図、微地形、流域を踏まえて適切な位置に設定されているか検討されています。各項目の調査地点図及び調査地点の検討結果は資料編(p. 資 1.2-1～資 1.2-5 参照)に示すとおりであり、本事業の対象事業実施区域における調査地点の設定は妥当であると判断しました。

② 地形、地質の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

③ 土壌の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

④ 水質の状況

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（2）④水質の状況」（p.6.2-7、6.2-9 参照）と同様としました。

⑤ 水循環の状況

湧水の流量は、「第6章 6.5 水循環 6.5.1（2）①湧水の分布、流量及び水質」（p.6.5-4～6.5-5 参照）と同様としました。

河川の流量は、「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（2）④水質の状況」（p.6.2-7、6.2-9 参照）と同様としました。

⑥ 土地利用の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

⑦ 関係法令、計画等

対象事業実施区域及びその周辺としました。

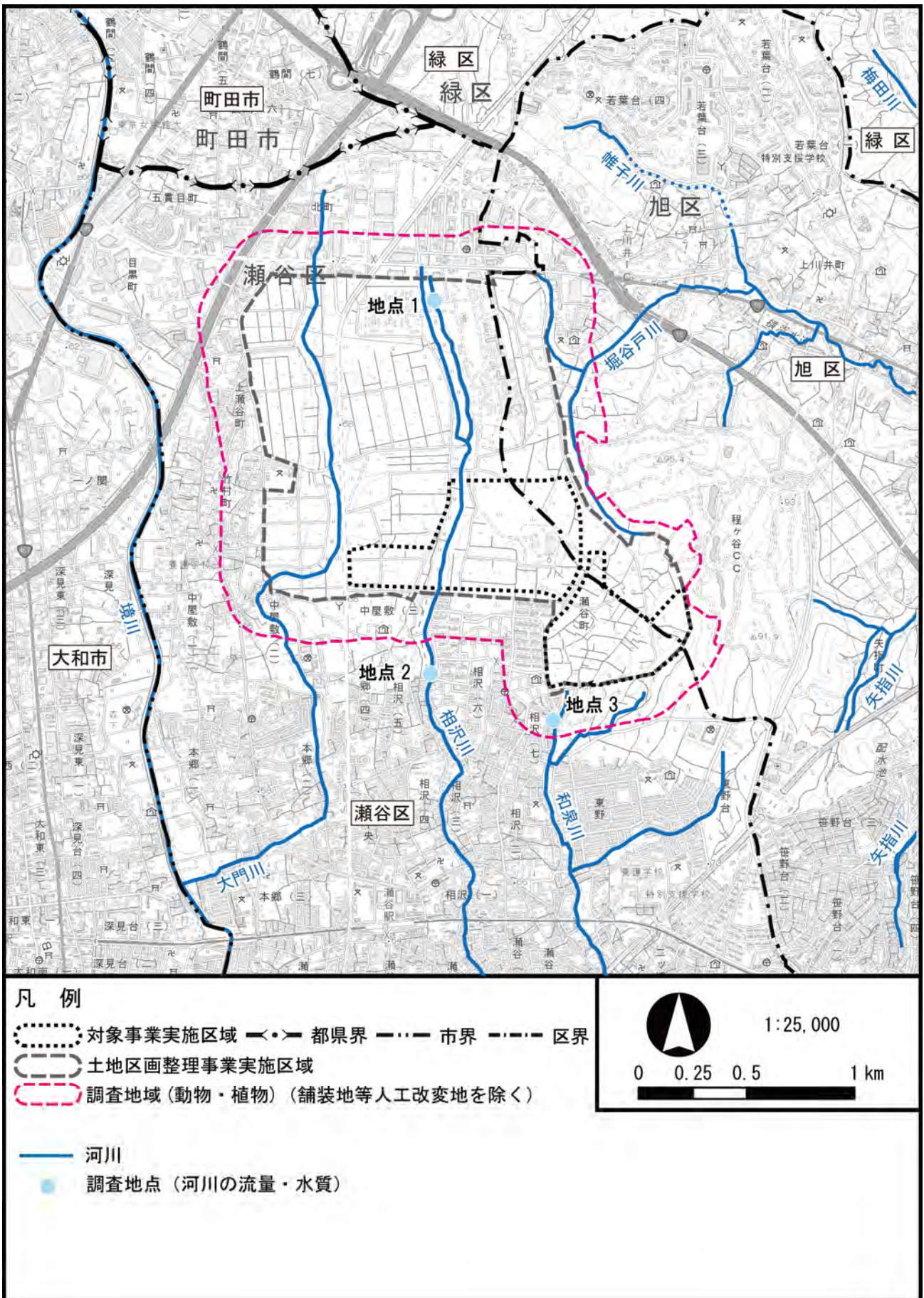


図 6.3-1 既存資料 (区画整理) における現地調査地域

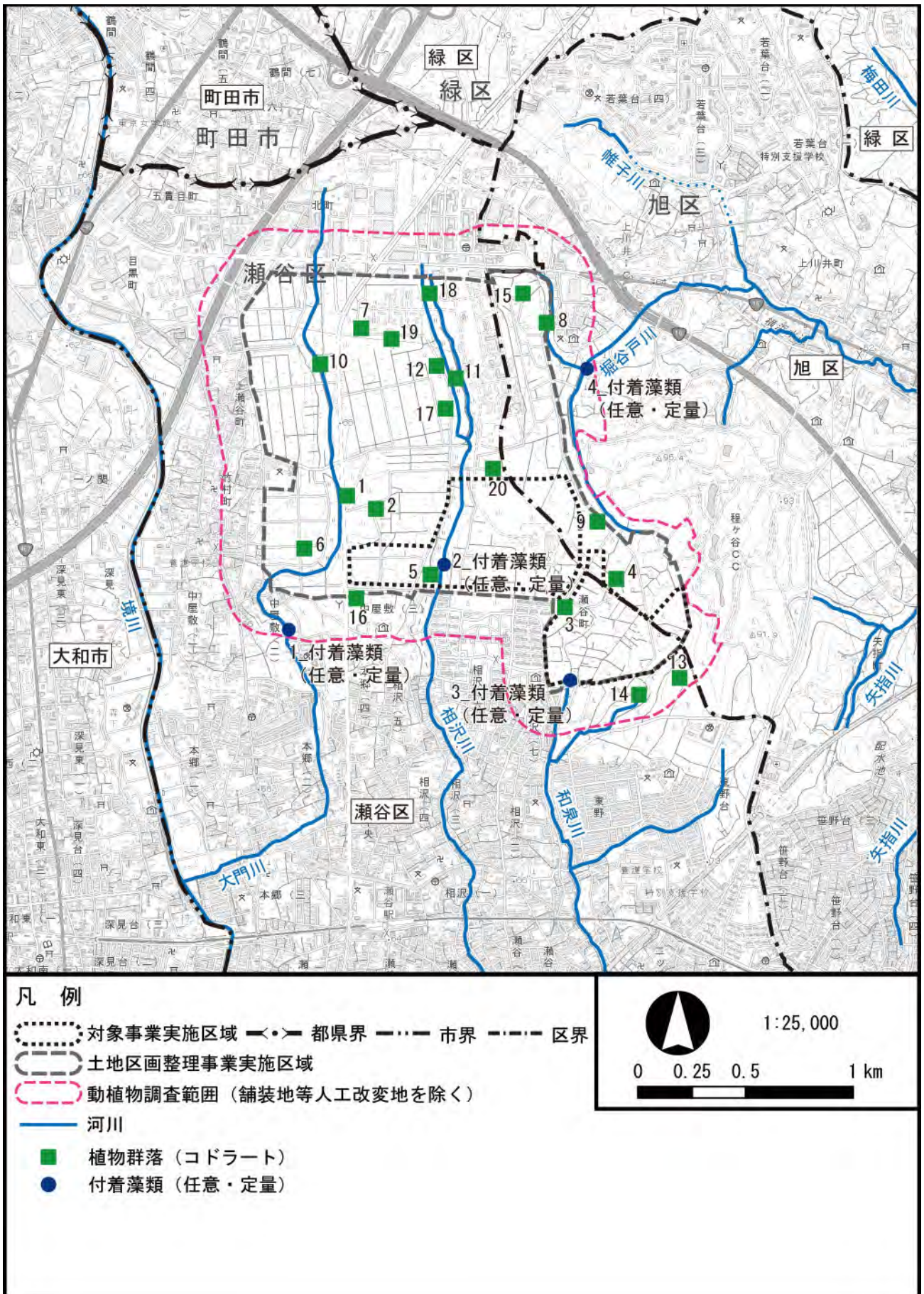


図 6.3-2 既存資料 (区画整理) における現地調査地点図 (植物群落・付着藻類)

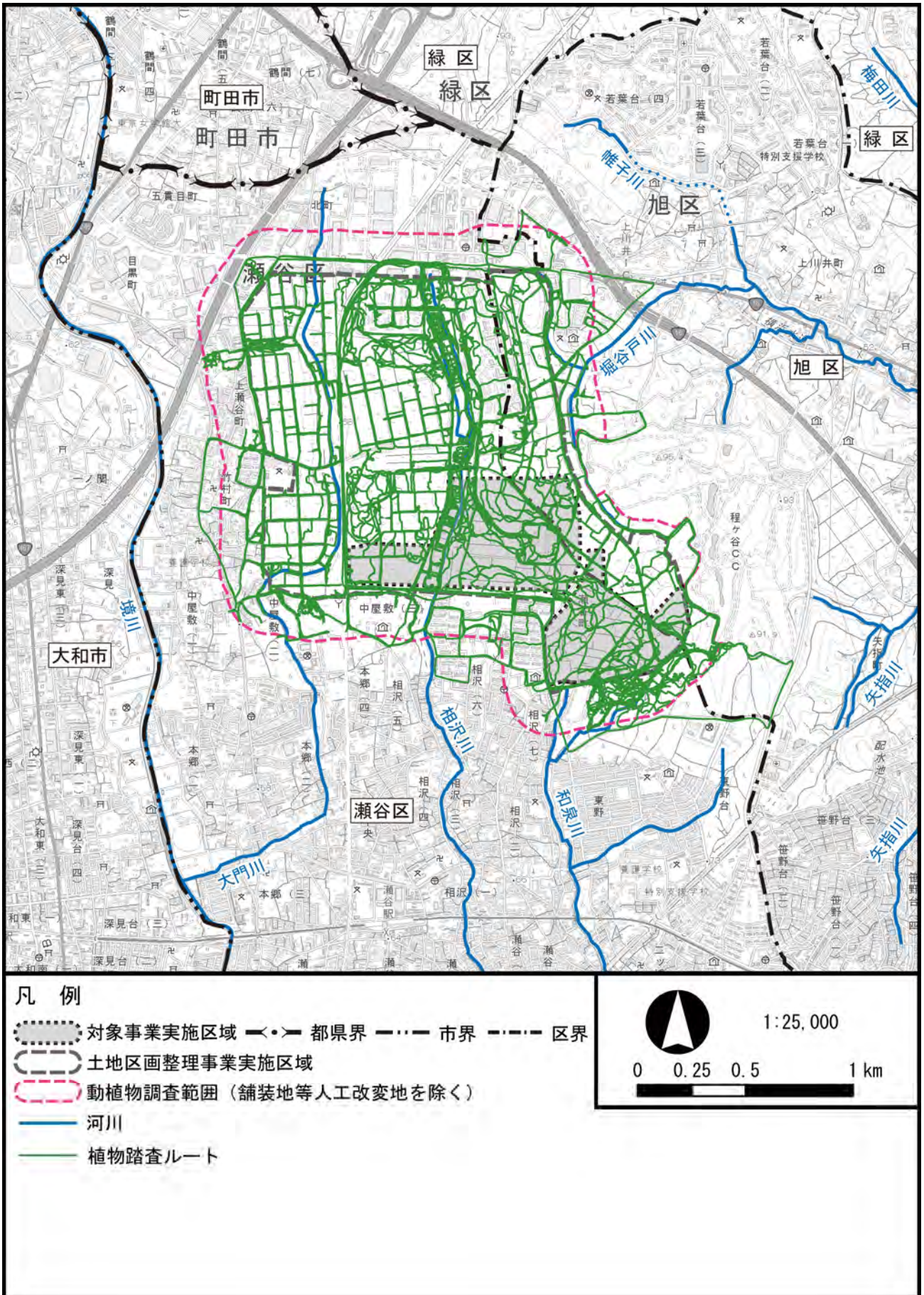


図 6.3-3 既存資料（区画整理）における植物踏査ルート図

(3) 調査時期

① 植物の状況

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

既存資料（区画整理）における現地調査は、表 6.3-1 に示す日程で実施されています。調査時期は、開花時期、結実により同定可能な時期（特にイネ科・カヤツリグサ科：秋季・春季）、展葉時期（夏季・早春季・春季）等、重要種の確認適期を十分踏まえて設定されています。具体的な調査時期は、生物気象及び現地の環境条件に基づく具体的な重要種の出現時期を踏まえ設定されています。また、既存資料（区画整理）における植物群落の調査時期は、草本群落の季節による植生変化を踏まえて春季、夏季に行われています。

表 6.3-1 既存資料（区画整理）における現地調査日（植物）

調査項目	調査方法	現地調査日	
		季節	調査日
維管束植物 (大径木調査含)	任意観察及び採取	夏季	平成 30 年 7 月 24 日～7 月 25 日
		秋季	平成 30 年 10 月 22 日～10 月 24 日
		早春季	平成 31 年 3 月 18 日～3 月 19 日
		春季	平成 31 年 4 月 17 日～4 月 19 日
		夏季	令和 3 年 8 月 16 日～8 月 17 日
		秋季	令和 3 年 10 月 8 日
蘚苔類	任意観察及び採取	秋季	平成 30 年 11 月 19 日～11 月 21 日
		初夏季	令和元年 6 月 4 日～6 月 5 日
付着藻類	任意観察及び採取	夏季	平成 30 年 7 月 31 日～8 月 1 日
		秋季	平成 30 年 10 月 1 日～10 月 2 日
		冬季	平成 31 年 1 月 21 日～1 月 22 日
		春季	令和元年 5 月 7 日～5 月 8 日
植物群落	植生調査 (植物社会学的手法)	夏季	平成 30 年 8 月 13 日～8 月 15 日 令和元年 7 月 22 日
		春季	令和元年 5 月 13 日～5 月 14 日

② 地形、地質の状況

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

③ 土壌の状況

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

④ 水質の状況

「第 6 章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1 (3) ④水質の状況」（p. 6.2-23 参照）と同様としました。

⑤ 水循環の状況

湧水の流量は、「第 6 章 6.5 水循環 6.5.1 (3) 調査時期」（p. 6.5-4 参照）及び「第 6 章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1 (3) ⑤水循環の状況」（p. 6.2-23 参照）と同様としました。

⑥ 土地利用の状況

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

⑦ 関係法令、計画等

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

(4) 調査方法

① 植物の状況

ア. 既存資料調査

既存資料の調査方法は、「第3章 3.2 自然的状況 3.2.5 (2)植物の生育及び植生の状況」(p.3-78 参照)に示すとおり、文献から対象事業実施区域及びその周辺において生育記録のある種を整理しています。

イ. 既存資料（区画整理）調査

既存資料（区画整理）における調査項目及び調査方法は、表 6.3-2 に示すとおりです。

表 6.3-2 既存資料（区画整理）における現地調査方法

調査項目		調査方法
維管束植物	任意観察及び採取	調査範囲内を網羅的に踏査し、目視により確認された維管束植物（シダ植物及び種子植物）をすべて記録しました。 なお、現地で種名の確認が困難な場合は必要に応じて標本を持ち帰り、室内において実体顕微鏡によって種の同定を行いました。
	大径木調査（任意観察法）	H30 年度：原則として地上から 1.3m の高さで幹回りが 3m 以上の樹木の幹回り(m)、樹種、確認位置等を記録しました。 参考資料「環境省自然環境保全基礎調査 巨樹巨木林調査」 (環境省 自然環境局 生物多様性センター) H31 年度：海軍道路及び困障区域内を網羅的に踏査し、原則として地上から 1.3m の高さでの幹周り 90cm 以上の樹木の幹回り(m)、樹種、確認位置等を記録しました。 参考資料「平成 26 年度 大径木再生指針 東京都建設局公園緑地部」 (平成 26 年 7 月発行)
蘚苔類	任意観察及び採取	調査範囲のうち、蘚苔類の好適環境を中心に、目視により蘚苔類の確認を行いました。 目視による種の同定が困難な場合には、蘚苔類の群落の一部を採取し、持ち帰り後、実体顕微鏡によって種の同定を行いました。
付着藻類	任意観察及び採取	調査範囲の水域の代表点及びその周辺において、目視により、礫・河床・コンクリート護岸等に付着している付着藻類の採取及び確認を行いました。 目視による種の同定が困難な場合には、植物体の一部を採取し、持ち帰り後、実体顕微鏡によって種の同定を行いました。
	定量採集	方形枠にて礫・河床・コンクリート護岸等を囲い、方形枠内に付着している付着藻類をすべて採取し、種名、総細胞数を記録しました。 採取した付着藻類は、ホルマリン等によって固定し、持ち帰り後、種の同定等を行いました。
植物群落	植生調査（植物社会学的手法）	既存の現存植生図及び航空写真等から、相観的な植物群落を区分し、これらの植生区分毎に、方形枠（コドラート）を 1～数箇所設定して、枠内の植物種の出現状況（被度・群度）、階層構造、優占種等を記録しました。コドラートの面積については、各群落を構成する種がほぼ含まれているとみられる最小面積とし、任意に設定しました（通常、草地は 1m 四方程度、樹林は 5～10m 四方程度）。 調査結果については、航空写真を基に現存植生図を作成するとともに、植生断面図を作成しました。

② 地形、地質の状況

地形図等の既存資料の収集整理及び現地踏査により、対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握しました。

③ 土壌の状況

土壌汚染対策法に基づく土壌汚染調査結果等の既存資料の収集整理により対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握しました。

④ 水質の状況

水質の調査項目及び調査方法は「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（4）④水質の状況」（p.6.2-26 参照）と同様としました。

⑤ 水循環の状況

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（4）⑤水循環の状況」（p.6.2-27 参照）及び「第6章 6.5 水循環 6.5.1（4）①湧水の分布、流量及び水質」（p.6.5-6 参照）と同様としました。

⑥ 土地利用の状況

土地利用現況図等の既存資料の収集整理及び現地踏査により対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握しました。

⑦ 関係法令、計画等

下記法令等の内容を整理しました。

- ・「文化財保護法」
- ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
- ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」
- ・「環境省レッドリスト 2020」
- ・「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」
- ・「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」
- ・「神奈川県立博物館研究報告（自然科学）33号横浜のレッドデータ植物目録」
- ・「横浜市環境管理計画」

(5) 調査結果

① 植物の状況

ア. 既存資料調査

A 植物相

既存資料調査の結果は、「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2) ①植物相の概要 表 3.2-24」(p. 3-78 参照)に示すとおり、維管束植物(シダ植物及び種子植物) 1,009 種が確認されています。

B 植生(植物群落)

対象事業実施区域及びその周辺における現存植生図(既存資料)及び潜在自然植生図は「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2) ①植物相の概要 図 3.2-31、図 3.2-32」(p. 3-80~3-81 参照)に示すとおりです。「潜在自然植生」とは、現存植生に加えられている人間の影響を一切停止した場合に、理論的にその立地に成立すると判定される自然植生を図化したものです。

対象事業実施区域の現存植生は、主に畑雑草群落、ゴルフ場・芝地及び水田雑草群落の他に、小規模な範囲でクヌギ-コナラ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林、果樹園、緑の多い住宅地等が分布しています。潜在自然植生としては、シラカシ群集・ケヤキ亜群集、シラカシ群集・典型亜群集及びハンノキ群落が成立するとされています。

C 注目すべき植物種及び植物群落の状況

植物の重要な種は、「A 植物相」の文献その他の資料で確認された種について、「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2) ③植物の重要な種及び重要な群落 表 3.2-25」(p. 3-82~84 参照)に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。

その結果、重要な種は「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2) ③ア. 重要な種 表 3.2-26」(p. 3-85~88 参照)のとおり、66 科 189 種が確認されています。

注目すべき植物群落については、「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2) ③植物の重要な種及び重要な群落 表 3.2-25」(p. 3-82~84 参照)に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から天然記念物に指定されている樹木並びに重要な植物群落を選定しました。

「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2) ③植物の重要な種及び重要な群落 表 3.2-25」(p. 3-82~84 参照)に示す「⑤「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月)に記載された植物群落(群落複合)」、「⑦「第2回自然環境保全基礎調査動植物分布図」(環境庁 昭和 56 年度)、「第3回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書全国版」(環境庁 昭和 63 年度)、「第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁 平成 12 年 3 月)に掲載された特定植物群落」及び「⑧「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan 平成 8 年 4 月)に掲載の植物群落」については、調査区域内では確認されませんでした。

対象事業実施区域及びその周辺には、「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2) ③イ. 重要な群落等 表 3.2-27」(p. 3-89 参照)のとおり、横浜市指定の天然記念物である日枝社のケヤキ、大和市指定の天然記念物であるハルニレ(なんじゃもんじゃの木)があります。

重要な群落として、植生自然度 10 及び 9 に該当する植生についても抽出しました。1/2.5 万植生図の統一凡例に対応する植生自然度は「第 3 章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2) ③イ. 重要な群落等 表 3.2-28」(p. 3-89 参照) のとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺には、植生自然度 10 に該当する植生はなく、植生自然度 9 に該当する植生として、シラカシ群集が確認されています。

対象事業実施区域内には、植物の重要な群落等は確認されませんでした。

D 巨樹・巨木林等

対象事業実施区域及びその周辺における巨樹・巨木林及び名木古木の状況、及び分布図は「第 3 章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2) ③ウ. 巨樹・巨木等 表 3.2-29、図 3.2-34」(p. 3-91～3-92 参照) に示すとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺には、「第 6 回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和 4 年 10 月閲覧) により選定された「巨樹・巨木林」が 1 本、一般社団法人 日本樹木医会 神奈川県支部により選定された「名木」が 2 本、横浜市の名木古木保存事業における「名木古木」(情報公開されている樹木に限る。) が 27 本指定されています。

イ. 既存資料(区画整理)調査

A 植物相(陸生植物及び水生植物)

a. 維管束植物

既存資料(区画整理)における現地調査の結果、128 科 678 種の維管束植物が確認されています。分類別の確認種数は資料編(p. 資 1.2-6 参照)、確認種目録は資料編(p. 資 1.2-7～資 1.2-16 参照)に示すとおりです。

確認された維管束植物は、調査地の生育環境を反映し、広大な草地ではカナムグラやイタドリ、マメグンバイナズナ、ヘビイチゴ、ツルマメ、ヤブガラシ、ヤエムグラ、ヒメオドリコソウ、ヒメジョオン、メヒシバ、カゼクサ、ヒメクグ等がみられました。また一部に存在する樹林ではベニシダやシケシダ、ヒノキ、コナラ、エノキ、ヒサカキ、ウワミズザクラ、コマユミ、アオキ、トウネズミモチ、シラヤマギク、ヤブラン、アズマネザサ、ナキリスゲ等がみられ、畑地等の耕作地ではスギナやカナムグラ、ミチヤナギ、イヌビユ、ナワシロイチゴ、ヘラオオバコ、ヒメムカシヨモギ等がみられました。わずかに存在する水田周辺ではヒメミズワラビやミゾソバ、セリ、アゼナ、ミゾカクシ、コブナグサ、イヌホタルイ等がみられました。

b. 蘚苔類

既存資料(区画整理)における現地調査の結果、39 科 85 種の蘚苔類が確認されています。分類別の確認種数は資料編(p. 資 1.2-17 参照)、確認種目録は資料編(p. 資 1.2-18～資 1.2-19 参照)に示すとおりです。

確認された蘚苔類は、調査地の生育環境を反映し、やや乾燥気味の耕作地ではツチノウエノタマゴケ、ユミダイゴケ、ネジクチゴケ、ミヤコゼニゴケなどがよく確認されています。旧米軍施設などの人工構造物周辺では、エゾスナゴケ、ハマキゴケ、ギンゴケ、チュウゴクネジクチゴケなどが生育していました。樹林環境では、林床にヒメタチゴケ、コツボゴケ、キャラハゴケなどがみられ、樹幹でヒナノハイゴケ、タチヒダゴケ、ヤマトヨウジョウゴケ、

フルノゴケなどがみられました。また、一部にみられた水田環境では、アゼゴケ、コハタケゴケ、チヂレバツノゴケなどが確認されています。

c. 付着藻類

既存資料（区画整理）における現地調査の結果、5綱12目18科85種の付着藻類が確認されています。分類別の確認種数は資料編(p. 資 1.2-20 参照)、確認種目録は資料編(p. 資 1.2-21～資 1.2-22 参照)に示すとおりです。

調査地点のうち、大門川 (St. 1)、相沢川 (St. 2) 及び堀谷戸川 (St. 4) は、三面張りのコンクリート護岸が施されており、河床の石のほかコンクリート自体も着生基質として機能し、主に珪藻類などの種が多く生育しています。

護岸が施されていない和泉川源流の小水路 (St. 3) は、着生基質となる石がわずかにみられるのみで、珪藻類が主にみられるものの、年間を通して安定した生育環境とはなっていません。

また、調査地点以外も含めて重要種に該当する大型藻類の確認を行った結果、夏季に相沢川下流右岸側の水田内でシャジクモが、春季に相沢川の St. 2 でアオカワモズク、St. 2 の上流側（魚類・底生動物調査地点の St. 2-2 付近）でチャイロカワモズクとアオカワモズクが確認されました。カワモズク類は、シャントランシア期と呼ばれる小型の胞子体等は St. 3（和泉川源流の小水路）と St. 4（堀谷戸川）でも確認されましたが、同定可能な藻体が出現したのは相沢川のみでした。タンスイベニマダラやオオイシソウ類といった、重要種に該当する大型藻類は確認されませんでした。

その他、近年各地で分布を拡げている外来珪藻のクチビルミズワタケイソウ (*Cymbella janischii*) も確認されませんでした。

B 植生（植物群落）

既存資料（区画整理）における現地調査の結果、23の植物群落等が確認されています。植物群落等の概要を表 6.3-3 に、現存植生図を図 6.3-4 に示します。なお、図 6.3-4 は既存資料（区画整理）における現地調査結果及び本事業の現地踏査結果を基に作成した現存植生図に微地形（標高地形）、流域を重ね合わせたものです（詳細は資料編 (p. 資 1.1-1 参照)）。また、植生断面図（平成 30～平成 31 年調査結果）を、資料編 (p. 資 1.2-23～資 1.2-42 参照) に示します。

対象事業実施区域内では、旧米軍施設の建造物がみられるほか、メヒシバーエノコログサ群落等の草地、畑地、植栽樹群が広くみられました。相沢川周辺には畑地、水田、休耕地、和泉川周辺にはメヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落、植栽樹群が分布していました。また、瀬谷市民の森に近接する付近は、ムクノキーエノキ群落、スギ・ヒノキ植林等のまとまった樹林地が分布していました。

対象事業実施区域外では、南東側にコナラ群落及びスギ・ヒノキ植林がまとまって分布しており、東部はゴルフ場に隣接しています。これら以外の北部から西部、南部は市街地等が広がっており、局所的にコナラ群落やスギ・ヒノキ植林、果樹園、畑地、オギ群落等がみられました。

確認された植物群落はいずれも代償植生あるいは植林であり、人為的な影響を受けた植生でした。

表 6.3-3(1) 確認された植物群落等

No.	群落名等	植生地 点 No.	概要
1	コナラ群落	13	落葉広葉樹の二次林で、主に対象事業実施区域の南東側にみられました。 高木層にコナラが優占し、亜高木層や低木層にヒノキやウワミズザクラ等が生育していました。草本層にはスゲ属の一種が多く生育し、アズマネザサやアケビ等が混生していました。
2	ムクノキ・エノキ群落	12	落葉広葉樹の二次林で、主に対象事業実施区域の南東側にみられました。 高木層にエノキやムクノキが優占し、亜高木層、低木層にはシロダモ、トウネズミモチ等が生育していました。草本層にはアズマネザサがやや多く生育していました。
3	スギ・ヒノキ植林	14	常緑針葉樹の植林で、主に対象事業実施区域の南東側及び囲障区域の北東側にみられました。 高木層にスギやヒノキが優占し、亜高木層や低木層にはミズキやヒサカキ等が生育していました。草本層にはホシダやミドリヒメワラビ、ケチヂミザサ等が生育していました。
4	竹林	8	マダケやモウソウチク、ハチクの植林で、対象事業実施区域外に局所的にみられました。 高木層にマダケやモウソウチク、ハチクが優占し、亜高木層・低木層にはわずかにスタジイやヤブツバキ等が生育していました。草本層にはケチヂミザサやドクダミ等が生育していました。
5	ヤナギ低木群落	18	湿性に成立したヤナギ類の低木群落で、対象事業実施区域外にわずかにみられました。 低木層にタチヤナギが優占し、草本層にはヘクソカズラやヨシ、ドクダミが生育していました。
6	アズマネザサ群落	10	アズマネザサの優占するタケ群落で、対象事業実施区域外の河川沿いの一部にみられました。 低木層にアズマネザサが密に生育し、草本層にはトウネズミモチやエノキ、ヒカゲイノコズチ等がわずかに生育していました。
7	ススキ群落	15	ススキの優占する高茎草本群落で、対象事業実施区域外にわずかにみられました。 草本層にススキが優占し、チガヤやクズ、セイタカアワダチソウ等が混生していました。
8	セイタカアワダチソウ群落	1	外来の高茎草本群落で、対象事業実施区域外に局所的にみられました。 草本層にセイタカアワダチソウが優占し、クズやムラサキツメクサ等がやや混生していました。
9	ヒメムカシヨモギ群落	16	外来の高茎草本群落で、対象事業実施区域の内外に局所的にみられました。 草本層にヒメムカシヨモギが優占し、オオアレチノギクやメヒシバ等が混生していました。
10	イネ科草本群落	2	イネ科草本の優占する低茎草本群落で、主に対象事業実施区域の南東側及び対象事業実施区域外にみられました。 草本層第一層にイネ科の一種が優占し、第二層にはノチドメやシロツメクサ等が生育していました。

表 6.3-3(2) 確認された植物群落等

No.	群落名等	植生地点 No.	概要
11	オギ群落	7	オギの優占する高茎草本群落で、対象事業実施区域の内外に局所的にみられました。 草本層第一層にオギが優占し、第二層にはエノコログサやツクサ等がわずかに生育していました。
12	チガヤ群落	4	チガヤの優占する高茎草本群落で、対象事業実施区域の内外の主に人為的に管理された箇所に局所的にみられました。 草本層にチガヤが優占し、オニウシノケグサやスギナ等がやや混生していました。
13	メヒシバエノコログサ群落	20, 19, 3	メヒシバやエノコログサの優占する低茎草本群落で、対象事業実施区域内に広くみられました。 草本層にメヒシバやエノコログサが優占し、ユウゲショウやカタバミ、コセンダングサ等がやや混生していました。
14	シバ草地	-	シバの植栽された草本群落で、対象事業実施区域外にわずかにみられました。 よく管理されており、ほぼシバだけが生育していました。
15	ゴルフ場	-	ゴルフ場。主にシバ等が植栽された草本群落で、対象事業実施区域外に広くみられました。 立ち入りできないため、群落組成調査は実施していません。
16	植栽樹群	17	各種の樹木が植栽された樹木群で、対象事業実施区域の内外にやや広くみられました。 高木層から低木層にはケヤキやイロハモミジ等の様々な樹木が植栽されていました。草本層にはクズやツクサ等が生育していました。
17	果樹園	6	ウメやクリ等の果樹園。対象事業実施区域の内外に点在していました。 低木層にウメ等が植栽され、草本層にはカラスウリやセイタカアワダチソウ、ヒカゲイノコズチ等が生育していました。
18	畑地	9	畑地。対象事業実施区域の内外に広くみられました。 草本層にスベリヒユやイヌビエ、ゴウシュウアリタソウ等が生育していました。
19	水田	5	水田。対象事業実施区域内にわずかにみられました。 草本層にイボクサやオモダカ、コナギ等が生育していました。
20	休耕田	11	休耕田。対象事業実施区域の内外にわずかにみられました。 草本層にタイヌビエやアゼガヤツリ、テンツキ等が生育していました。
21	グラウンド	-	野球場等のグラウンド。対象事業実施区域の内外の一部にみられました。
22	人工構造物	-	旧米軍施設や市街地、道路等。対象事業実施区域外の南西側に広くみられました。
23	造成地	-	造成地。対象事業実施区域外に局所的にみられました。

注1：植生調査地点 No. は、図 6.3-2 に対応します。



図 6.3-4 現存植生図

C 大径木

既存資料（区画整理）における現地調査の結果、「環境省自然環境保全基礎調査 巨樹巨木林調査」における巨樹巨木林の定義である「原則として地上から 1.3m の高さでの幹回りが 3m 以上の木」に該当する大径木は、モミジバズカケノキ 1 本が確認されています。また、「地上から 1.3m の高さで幹回りが 90cm 以上の木」に該当する大径木は、741 本が確認され、そのうち、17 本が対象事業実施区域内で確認されています。既存資料（区画整理）における現地調査の大径木の確認状況を表 6.3-4 及び図 6.3-5 に示す。

表 6.3-4 大径木一覧

No.	種名	本数	
		対象事業実施区域内	対象事業実施区域外
1	ソメイヨシノ	4	467
2	サワラ	1	106
3	ヒマラヤスギ	2	58
4	マテバシイ	-	25
5	モミジバズカケノキ	3	8
6	ケヤキ	-	8
7	シラカシ	-	8
8	アカマツ	-	6
9	カイヅカイブキ	4	1
10	スダジイ	-	5
11	オオシマザクラ	-	3
12	クロガネモチ	-	3
13	タイサンボク	-	3
14	ミズキ	2	-
15	イロハモミジ	1	1
16	カラスザンショウ	-	2
17	カラマツ	-	2
18	クロマツ	-	2
19	シダレヤナギ	-	2
20	スギ	-	2
21	ハリギリ	-	2
22	イチイガシ	-	1
23	ウラジロモミ	-	1
24	エノキ	-	1
25	エンジュ	-	1
26	キリ	-	1
27	クヌギ	-	1
28	ドイツトウヒ	-	1
29	トウネズミモチ	-	1
30	ヒノキ	-	1
31	モミ	-	1

注1：大径木定義は下記の通りです。

平成 30 年度調査：「環境省自然環境保全基礎調査 巨樹巨木林調査」（環境省 自然環境局 生物多様性センター）

平成 31 年度調査：「平成 26 年度大径木再生指針 東京都建設局公園緑地部」（平成 26 年 7 月発行）

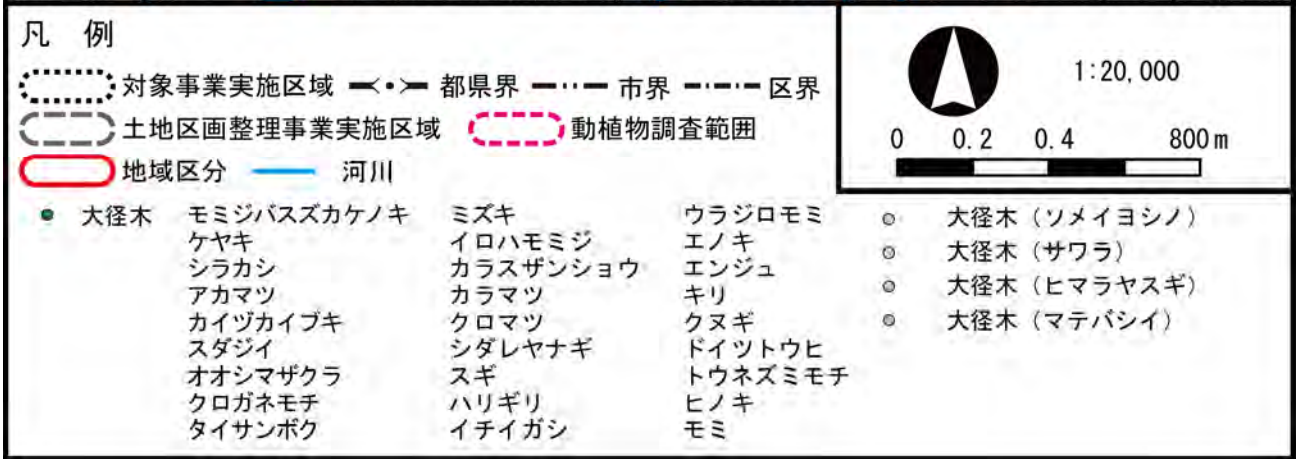
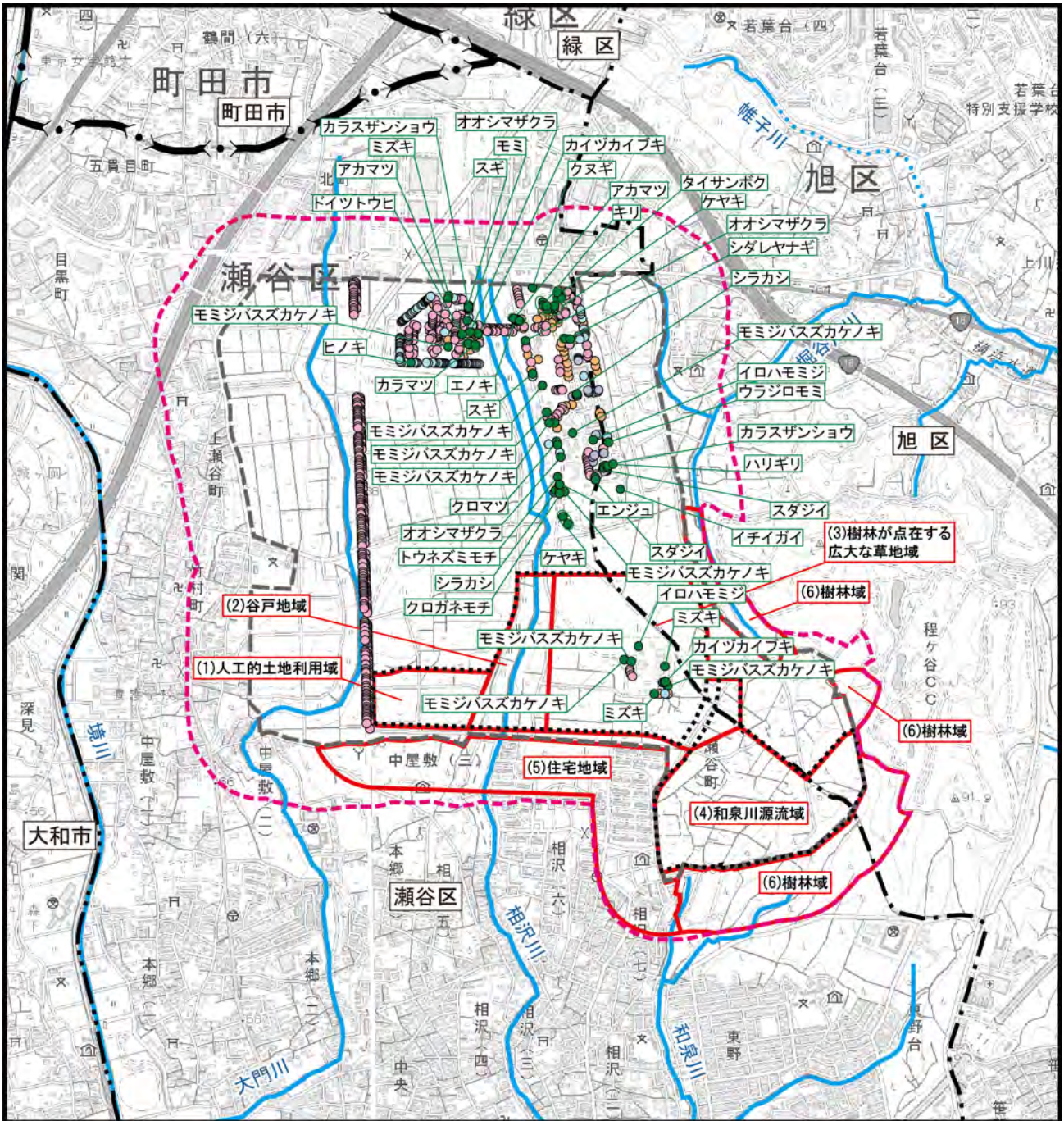


図 6.3-5 大径木確認位置図

D 注目すべき植物種及び植物群落の状況

既存資料（区画整理）における現地調査において確認された種について、「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況(2) ③植物の重要な種及び重要な群落」(p. 3-82~84 参照)の選定基準により注目すべき種及び植物群落を選定しました。

また、「第6章 6.2 生物多様性(動物) 6.2.1(5) ①イB 注目すべき動物種及び生息地の状況」(p. 6.2-33~6.2-34 参照)と同様に、6つの地域に区分し、地域ごとの注目すべき種の確認状況を整理しました。

なお、既存資料（区画整理）における現地調査において、注目すべき群落は確認されませんでした。

a. 維管束植物

既存資料（区画整理）における現地調査の結果、注目すべき植物種として11科13種の維管束植物が確認されています。

現地調査で確認された注目すべき種は表 6.3-5、生態及び確認状況は表 6.3-6、確認位置図は図 6.3-6 に示すとおりです。

表 6.3-5 注目すべき種（維管束植物）

No.	分類群	科	種	確認位置						選定基準			
				区域内				区域外		①	②	③	④
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)				
1	シダ植物	ミズニラ	ミズニラ									NT	VU
2		ミズワラビ	ヒメミズワラビ										NT
3	離弁花類	ユキノシタ	タコノアシ									NT	
4		バラ	ヒロハノカワラサイコ									VU	VU
5		アカバナ	ウスゲチョウジタデ		●							NT	
6	合弁花類	サクラソウ	スマトラノオ	—	—	—	—	—	—				VU
7		アカネ	ヤブムグラ						●			VU	VU
8	単子葉類	ユリ	アマナ						●				NT
9		イネ	ミズタカモジ		●							VU	
10		カヤツリグサ	セイタカハリイ	—	—	—	—	—	—				VU
11			ハリイ	—	—	—	—	—	—				VU
12	重要な種の保護の観点から、非表示としております。												
13													
合計	—	11科	13種	0	2	0	0	0	4	0	0	8	10

注1：維管束植物の分類、配列等は原則として『植物目録1987』（環境庁 昭和63年）に準拠しました。

注2：重要な種の選定基準は以下のとおりです。

①「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、

VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④「神奈川県レッドデータブック2022植物編」（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 平成4年3月）

EX：絶滅、準絶滅：準絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類、CR：絶滅危惧IA類、

EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、

LP：絶滅のおそれのある地域個体群、注：注目種

注3：確認位置(1)～(6)に●がない種は、動植物調査範囲のうち、(1)～(6)の範囲外で確認された種です。

注4：スマトラノオ及びハリイは、「神奈川県レッドリスト（植物編）2020」（神奈川県 令和2年）で新たに重要な種に指定された種であり、既存資料（区画整理）における現地調査時点では重要な種に該当していなかったため、詳細な生育地は不明です。既存資料（区画整理）における令和3年度の調査では、確認されませんでした。

表 6.3-6(1) 注目すべき種の生態・確認状況（維管束植物）

No.	種名	生態・確認状況
1	ミズニラ	<p>【生態など】 本州、四国、九州に分布します。 池、水田、湿地の水底や泥中に生える多年草。ニラのような細長い葉をもちます。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で3地点多数株が確認されました。</p>
2	ヒメミズワラビ	<p>【生態など】 本州（山形県以南）、四国、九州、琉球列島（沖縄島以北）に分布します。 植物体が小型のミズワラビの仲間。北方系統の「ミズワラビ」で、栄養葉の葉身長に対して葉柄長が短いです。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で2地点多数株が確認されました。</p>
3	タコノアシ	<p>【生態など】 本州、四国、九州、琉球（奄美大島以北）に分布します。 茎の先に数本の枝を放射状に伸ばす独特の花序がタコの足のようによにみえます。 花期は8月～9月。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、樹林域及び住宅地域の範囲外で2地点40株が確認されました。</p>
4	ヒロハノカワラサイコ	<p>【生態など】 北海道、本州（北部、中部）に分布します。 河川敷、明るい草原、芝地、海岸の風衝草地などに生育する多年草。高さ30～60cm。7～8月に黄色い花が咲きます。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で5地点約83株が確認されました。</p>
5	ウスゲチョウジタデ	<p>【生態など】 本州（関東以西）、九州、琉球に分布します。 水田や湿地に生える一年草。全体に毛が多く、茎や葉には細毛があります。8～10月に小さい花が咲きます。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、谷戸地域で秋季に2地点約107株が確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で8地点約171株が確認されました。</p>

表 6.3-6(2) 注目すべき種の生態・確認状況（維管束植物）

No.	種名	生態・確認状況
6	ヌマトラ ノオ	<p>【生態など】 本州、四国、九州に分布します。 湿った草原に生える多年草。全草はほとんど無毛。花期は7月～8月です。</p> <p>【確認状況】 既存資料（区画整理）における現地調査時点では重要な種に該当していなかったため、詳細な生育地は不明です。既存資料（区画整理）における令和3年度の調査では確認されませんでした。</p>
7	ヤブムグラ	<p>【生態など】 東京都・千葉県・神奈川県などの関東地方南部に分布します。 丘陵地に生える多年草。茎は細く、つる状に伸びて40～60cm。葉は4～5（～6）枚輪生します。7～8月、細長い花序を出し、数個の白色の花をつけます。果実は無毛です。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、樹林域で春季に2地点多数株が確認されました。樹林域及び住宅地域の範囲外では確認されませんでした。</p>
8	アマナ	<p>【生態など】 本州（福島県以西）、四国、九州に分布します。 原野に生える多年草。葉は線形で2個。花期は3～5月、日光を受けて開きます。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、樹林域で春季に3地点約120株が確認されました。樹林域及び住宅地域以外の範囲外でも3地点約530株が確認されました。</p>
9	ミズタカモ ジ	<p>【生態など】 本州～九州に分布します。 田植え前の水田などに生える多年草。茎はのちに倒れて地をはい、各節から新苗が出て、翌年の茎となります。花穂は太くて直立し、小穂は圧着します。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、谷戸地域で春季に1地点約20株が確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で5地点多数株が確認されました。</p>
10	セイタカ ハリイ	<p>【生態など】 本州、四国、九州、琉球に分布します。 水田や湿地に生える多年草。茎は高さ30～50cmほど、柱基は幅と長さが同じか横長で、果実と同幅～3/4くらい。果実期は8月～10月です。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で3地点6株が確認されました。</p>
11	ハリイ	<p>【生態など】 北海道、本州、四国、九州、琉球に分布します。 水田に生える一年草または短命な多年草。高さ5～20cm。花期は6月～11月で、針のように細い茎に小穂が一つ付きます。</p> <p>【確認状況】 既存資料（区画整理）における現地調査時点では重要な種に該当していなかったため、詳細な生育地は不明です。既存資料（区画整理）における令和3年度の調査では確認されませんでした。</p>

表 6.3-6(3) 注目すべき種の生態・確認状況（維管束植物）

No.	種名	生態・確認状況
12		<p style="text-align: center;">重要な種の保護の観点から、 非表示としております。</p>
13		<p style="text-align: center;">重要な種の保護の観点から、 非表示としております。</p>

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月）
「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 平成 4 年 3 月）
「日本産シダ植物標準図鑑 1」（日本シダの会 平成 28 年 7 月）
「フィールド版 日本の野生植物」（平凡社 昭和 60 年 2 月）
「改訂新版 日本の野生植物 3 バラ科～センダン科」（平凡社 平成 28 年 9 月）
「改訂新版 日本の野生植物 4 アオイ科～キョウチクトウ科」（平凡社 平成 29 年 3 月）
「改訂新版 日本の野生植物 1 ソテツ科～カヤツリグサ科」（平凡社 平成 27 年 12 月）
「改訂新版 日本の野生植物 2 イネ科～イラクサ科」（平凡社 平成 28 年 3 月）
「いきものログ」（環境省ホームページ）
「山溪カラー名鑑 日本の野草」（山と溪谷社 平成 6 年 9 月）
「横浜の植物」（横浜植物会 平成 15 年 7 月）

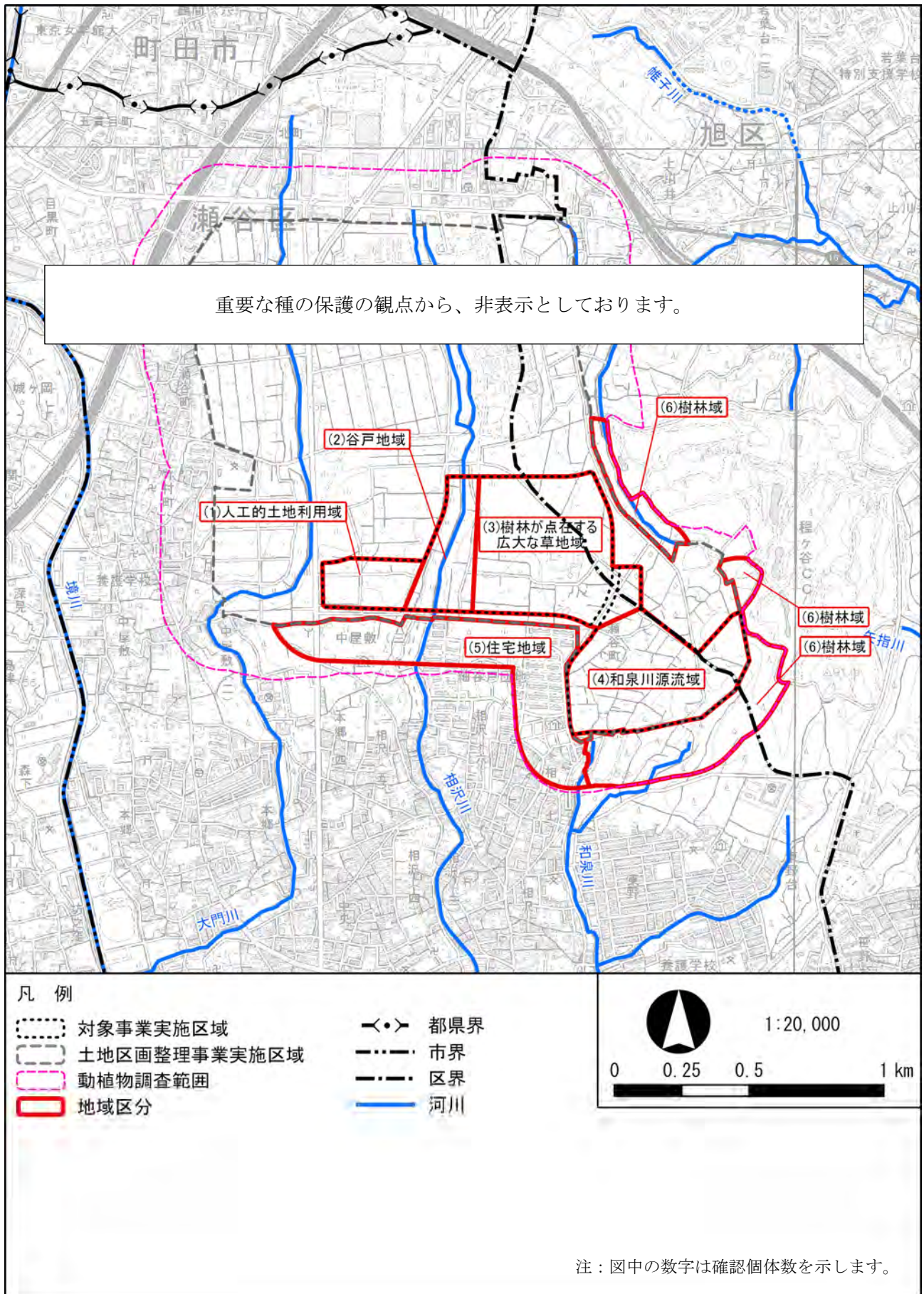


図 6.3-6 注目すべき種の確認位置（維管束植物）

b. 蘚苔類

既存資料（区画整理）における現地調査の結果、注目すべき植物種として1科1種の蘚苔類が確認されています。

現地調査で確認された注目すべき種は表 6.3-7、生態及び確認状況は表 6.3-8、確認位置図は図 6.3-7 に示すとおりです。

表 6.3-7 注目すべき種（蘚苔類）

No.	分類群	科	種	確認位置						選定基準			
				区域内				区域外		①	②	③	④
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)				
1	苔類	ウキゴケ	イチョウウキゴケ									NT	NT
合計	—	1科	1種	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1

注1：蘚苔類の科の配列は平凡社の「日本の野生植物 コケ」（岩月編 平成13年）に従い、科名、和名、学名は、蘚類では(Iwatsuki 平成16年)に、苔類では(片桐・古木,平成24年)に従いました。ただし、ウキゴケ属は、(富永・古木 平成26年)に従いました。

注2：重要な種の選定基準は以下のとおりです。

①「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④「神奈川県レッドデータブック2022植物編」（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 平成4年3月）

EX：絶滅、準絶滅：準絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、

EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、

LP：絶滅のおそれのある地域個体群、注：注目種

注3：確認位置(1)～(6)に●がない種は、動植物調査範囲のうち、(1)～(6)の範囲外で確認された種です。

表 6.3-8 注目すべき種の生態・確認状況（蘚苔類）

No.	種名	生態・確認状況
1	イチョウウキゴケ	<p>【生態など】</p> <p>北海道～琉球に分布します。</p> <p>水田や池の水面に浮遊して生育する苔類。水を抜いた水田や裸地にも生育します。毎年春先から晩秋にかけて水田や遊水池など決まったところに広がるが多いです。畦や河川敷などの土上に小さなロゼットを作り着生することもあります。</p> <p>【確認状況】</p> <p>対象事業実施区域内では、確認されませんでした。</p> <p>対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で1地点約50株が確認されました。</p>

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）

「ずかんこけ」（技術評論社 平成31年2月）

「いきものログ」（環境省ホームページ）

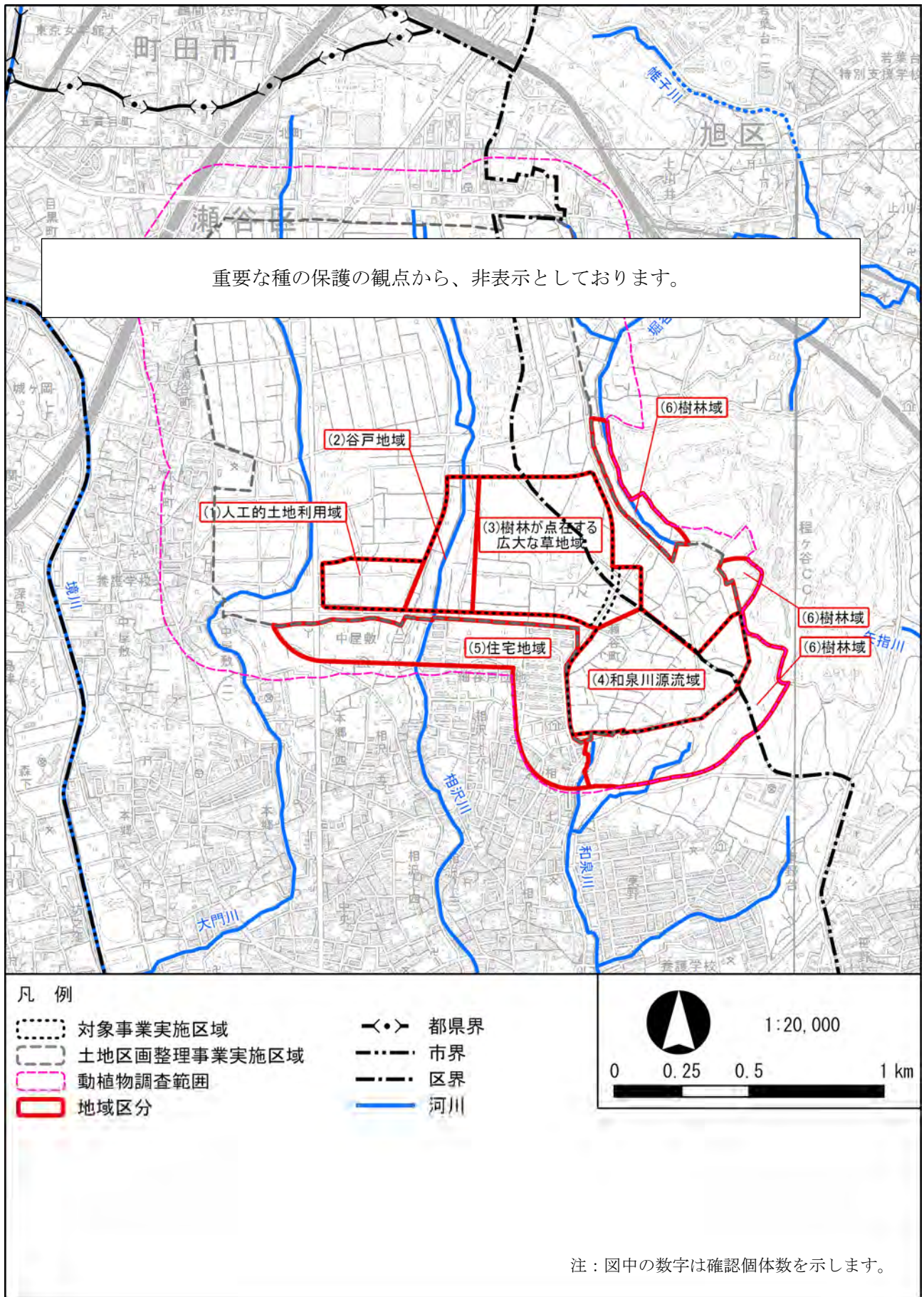


図 6.3-7 注目すべき種の確認位置（蘚苔類）

c. 付着藻類

現地調査の結果、注目すべき植物種として2目2科3種の付着藻類が確認されました。

現地調査で確認された注目すべき種は表 6.3-9、生態及び確認状況は表 6.3-10、確認位置図は図 6.3-8 に示すとおりです。

表 6.3-9 注目すべき種（付着藻類）

No.	目	科	種	確認位置						選定基準			
				区域内			区域外			①	②	③	④
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)				
1	カワモズク	カワモズク	チャイロカワモズク									NT	NT
2			アオカワモズク		●							NT	VU
3	シャジクモ	シャジクモ	シャジクモ		●							VU	注
合計	2目	2科	3種	0	2	0	0	0	0	0	0	3	3

注1：分類、種の配列等は、『河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度生物リスト 河川環境データベース』（国土交通省 平成26年）を参考にしたほか、部分的には『小林弘珪藻図鑑 第1巻』（小林弘ほか 2006年）などに従いました。

注2：重要な種の選定基準は以下のとおりです。

①「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、

VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④「神奈川県レッドデータブック2022植物編」（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 平成4年3月）

EX：絶滅、準絶滅：準絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類、CR：絶滅危惧IA類、

EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、

LP：絶滅のおそれのある地域個体群、注：注目種

注3：確認位置(1)～(6)に●がない種は、動植物調査範囲のうち、(1)～(6)の範囲外で確認された種です。

表 6.3-10 注目すべき種の生態・確認状況（付着藻類）

No.	種名	生態・確認状況
1	チャイロカワモズク	<p>【生態など】</p> <p>北海道、本州、四国、九州に分布します。</p> <p>平野の湧泉、灌漑用水路などの流水中に生育します。繁茂期は10月～翌5月。</p> <p>【確認状況】</p> <p>対象事業実施区域内では、確認されませんでした。</p> <p>対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で1地点約3株が確認されました。</p>
2	アオカワモズク	<p>【生態など】</p> <p>本州、四国、九州に分布に分布します。</p> <p>谷津の水源域と河川上流部の流水中、平野の湧泉の流水中に生育します。繁茂期は10月～翌5月。</p> <p>【確認状況】</p> <p>対象事業実施茎内では、谷戸地域で春季に1地点計2株が確認されました。</p> <p>対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で1地点約30株が確認されました。</p>
3	シャジクモ	<p>【生態など】</p> <p>国内全域に分布します。</p> <p>雄雌同株。雄雌両性器は小枝の部節につき、輪生枝の基部には生じません。皮層を完全に欠きます。輪生枝に互生する托葉冠を1段持ち、形状は乳頭突起状から1mm程に尖った形にまで変異がみられます。小枝の末端は苞細胞が集まり冠状になります。</p> <p>湖沼、ため池などの水深の深い環境に生育する一方で、水田などの浅い水環境にも生育します。</p> <p>【確認状況】</p> <p>対象事業実施区域内では、谷戸地域で夏季に1地点10株以上が確認されました。</p> <p>対象事業実施区域外では、確認されませんでした。</p>

資料：「世界の淡水産紅藻」（内田老鶴圃 平成12年6月）

「千葉県保護上重要な野生生物—千葉県レッドデータブック—植物・菌類編（2009年改訂版）」（千葉県）

「レッドデータブック 2014 —日本の絶滅のおそれのある野生生物— 9 植物II」（環境省 平成27年2月）

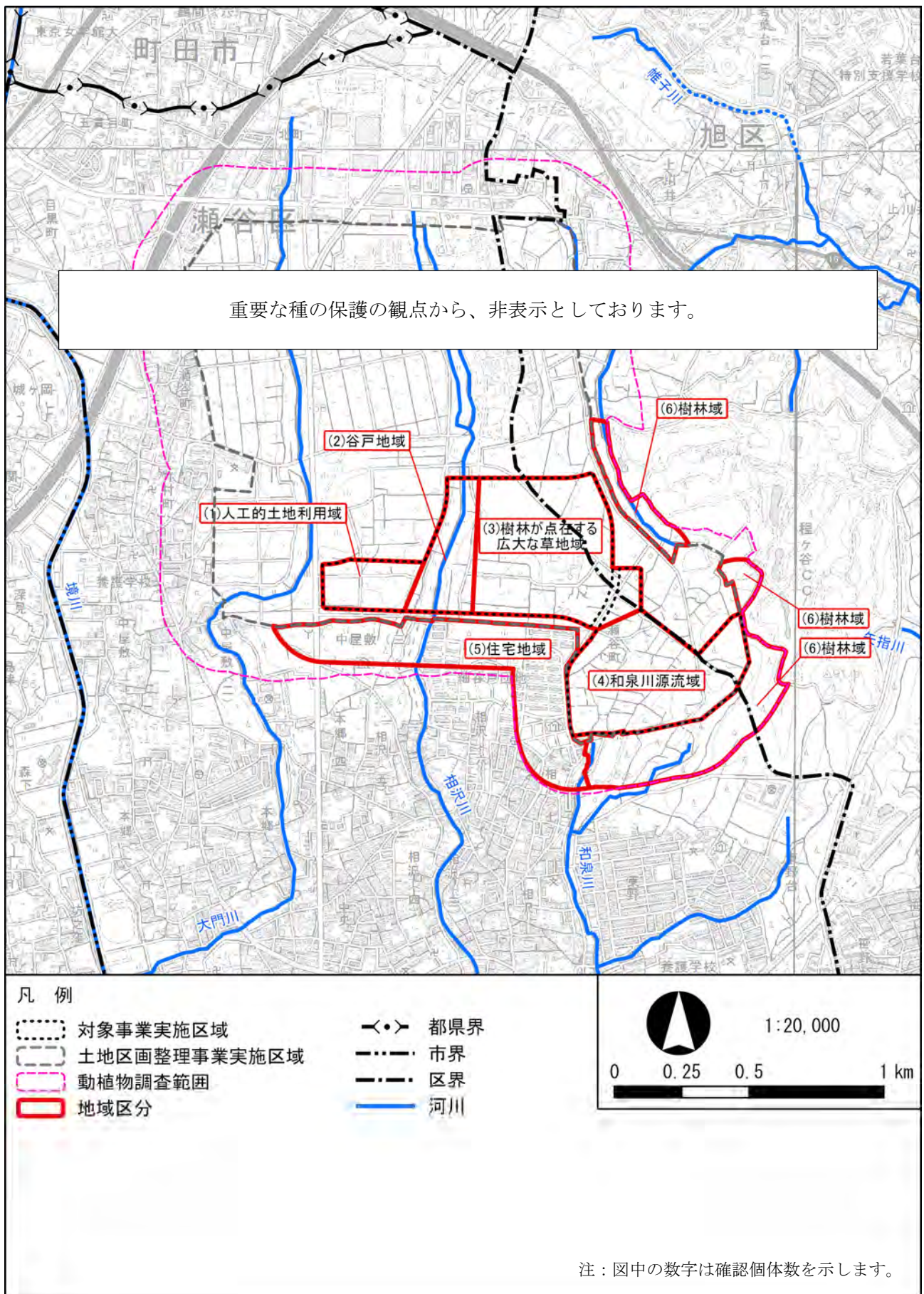


図 6.3-8 注目すべき種の確認位置（付着藻類）

② 地形、地質の状況

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）②地形、地質の状況」（p.6.2-104 参照）に示すとおりです。

③ 土壌の状況

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）③土壌の状況」（p.6.2-104～6.2-105 参照）に示すとおりです。

④ 水質の状況

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）④水質の状況」（p.6.2-105 参照）に示すとおりです。

⑤ 水循環の状況

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）④水質の状況」（p.6.2-105 参照）及び「第6章 6.5 水循環6.5.1（5）①湧水の分布、流量及び水質」（p.6.5-8～6.5-10 参照）に示すとおりです。

⑥ 土地利用の状況

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）⑥土地利用の状況」（p.6.2-106 参照）に示すとおりです。

⑦ 関係法令、計画等

ア. 「文化財保護法」（昭和25年5月法律第214号）

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）⑦関係法令、計画等」（p.6.2-106 参照）に示すとおりです。

イ. 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月法律第75号）

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）⑦関係法令、計画等」（p.6.2-107 参照）に示すとおりです。

ウ. 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号）

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）⑦関係法令、計画等」（p.6.2-107 参照）に示すとおりです。

エ. 「環境省レッドリスト2020」（環境省自然環境局 令和2年3月）

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）⑦関係法令、計画等」（p.6.2-107～6.2-108 参照）に示すとおりです。

オ. 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）⑦関係法令、計画等」（p.6.2-108～6.2-109 参照）に示すとおりです。

カ. 「神奈川県レッドデータブック2022 植物編」

（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 令和4年3月）

本報告書は、神奈川県の保護上重要な野生生物（維管束植物、コケ植物、藻類、菌類）について、評価結果及び生態・生育状況・存続を脅かす原因等の説明等が記載されている報告書です。神奈川県レッドデータにおけるランクは以下に示すとおりです。

<神奈川県レッドデータのランク>

・絶滅 (EX)

神奈川県ではすでに絶滅したと考えられる種

・準絶滅

絶滅している可能性はあるが、長期間記録が無く、絶滅と判断しない種

・野生絶滅 (EW)

飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態のみ存続している種

・絶滅危惧 I 類 (CR+EN)

絶滅の危機に瀕している種

現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの

・絶滅危惧 I A 類 (CR)

ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

・絶滅危惧 I B 類 (EN)

I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

・絶滅危惧 II 類 (VU)

絶滅の危険が増大している種

現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの

・準絶滅危惧 (NT)

存続基盤が脆弱な種

現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの

・情報不足 (DD)

評価するだけの情報が不足している種

現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの

・絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)

県内の特定の地域において孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

・注目種

環境省のカテゴリーには判定されないが、生育環境や生態的特徴等により注目に値する種

キ. 「神奈川県立博物館研究報告（自然科学）33号横浜のレッドデータ植物目録」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成16年3月）

明治時代以降に蓄積された横浜市内の植物の記録を基に取りまとめられた報告書で、横浜市の絶滅及び絶滅の危険のある植物についてランク付けされ、目録として取りまとめら

れています。横浜の植物目録におけるランクは下記に示すとおりです。

<横浜のレッドデータ植物目録のランク>

・絶滅 (EX)

かつて横浜市に生育していたことが標本により確認されている種のうち、現在は絶滅したと考えられる種

Ex-A：横浜市が分布域の縁にあたる種や海岸生の種など、分布域や分布量が限られた種のうち、現在、絶滅したと考えられる種

Ex-B：かつては市域の半分以上の地域に分布していたが、現在は絶滅したと考えられる種

・絶滅危惧種 (EN)

横浜市に分布が確認されているが減少が著しく、現在では絶滅寸前と考えられる種

En-A：横浜市が分布域の縁にあたる種や海岸生の種など、分布域や分布量が限られた種のうち、今や絶滅寸前と考えられる種

En-B：かつては市域の半分以上の地域に分布していたが、急激に減少して、現在は絶滅寸前と考えられる種

・危急種 (V)

横浜市に分布し、今のところ絶滅寸前というほどではないが、減少が著しく、あるいは生育地周辺の環境変化により、このままでは遠からず絶滅が危惧される種

V-A：横浜市が分布域の縁にあたる種や海岸生の種など、分布域や分布量が限られた種のうち、減少の著しい種

V-B：かつては市域の半分以上の地域に分布していたが、急激に減少している種

・準絶滅危惧種 (R)

生態系に生育地が限られ生育数も極端に少ない種や、最近になって確認された種など

ク。「横浜市環境管理計画」(横浜市環境創造局政策課 平成30年11月)

「第6章 6.2 生物多様性(動物) 6.2.1 (5) ⑦関係法令、計画等」(p.6.2-109 参照)に示すとおりです。

(6) 専門家等ヒアリング結果

既存資料(区画整理)における専門家等ヒアリング結果は、資料編(p.資 1.2-43 参照)に示すとおりです。

6.3.2 環境保全目標の設定

生物多様性に係る環境保全目標は、表 6.3-11 に示すとおり設定しました。

表 6.3-11 環境保全目標（生物多様性）

区分	環境保全目標
【工事中】 建設行為等	注目すべき種の植物相及びその生育環境への影響を最小限に留めること。
【供用時】 施設の存在・土地利用の変化	注目すべき種の植物相や植生の多様性の回復 ^{注1} に寄与すること。
【供用時】 施設の運営	注目すべき種の植物相及びその生育環境への影響を最小限に留めること。

注1：土地区画整理事業による造成工事によって、対象事業実施区域内の動植物の生息・生育環境は、全て改変される可能性があります。本事業と調整を図りながら、土地区画整理事業において可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行う計画です。

6.3.3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度としました。

(2) 予測地域

予測地域は、表 6.3-12 に示すとおりであり、「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）①イ.B 注目すべき動物種及び生息地の状況 表 6.2-7、図 6.2-4」（p.6.2-33～6.2-34 参照）に示す植物の生育環境の特性が異なる6つの地域のうち、本事業の実施により、直接的または間接的影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。

施設の存在・土地利用の変化に係る予測地域は、土地区画整理事業による造成工事^{注1}の後に、本事業によって各地域で確認された注目すべき種の生育環境がどの程度回復するのかを予測するため、対象事業実施区域内を対象としました。

また、工事の実施及び施設の運営に係る予測地域は、本事業の実施に伴い対象事業実施区域周辺に生育する植物への影響が懸念されるため、対象事業実施区域の端部から200mまでの範囲（舗装地等人工改変地を除く）の住宅地域、樹林地域とするとともに、土地区画整理事業によって、動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲（「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.3（5）予測条件 表 6.2-32～表 6.2-34」（p.6.2-116～6.2-117 参照））も対象としました。

なお、対象事業実施区域内で確認されている大径木に係る予測は、「第6章 6.4 生物多様性（生態系）6.4.3（6）ウ 緑の量及び緑の質」（p.6.4-31～6.4-37 参照）に示します。

注1：対象事業実施区域内は、土地区画整理事業の造成工事によって、全て改変される可能性があります。本事業と調整を図りながら、土地区画整理事業において可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行う計画です。

表 6.3-12 予測地域

予測地域		予測項目		
		①工事の実施	②施設の存在・土地利用の変化	③施設の運営
対象事業実施区域内	人工的土地利用域		—	
	谷戸地域	○ ^{注3}	○	○ ^{注3}
	樹林が点在する広大な草地		—	
	和泉川源流域	○ ^{注3}	—	○ ^{注3}
対象事業実施区域外 (区域の端部から約200mまでの範囲)	住宅地域	—		—
	樹林地	○		○

注1：予測地域の区分は、前掲図 6.2-4（p.6.2-34 参照）に示すとおりです。

注2：○は、各予測項目に対する予測対象とした地域を示します。

—は、現地調査の結果、注目すべき種の生育が確認されなかったため、対象から除外した地域を示します。

注3：谷戸地域及び和泉川源流域の範囲のうち、土地区画整理事業によって、動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲を対象としました。

(3) 予測時期

予測時期は、工事中は工事期間全体、供用時は工事完了後、事業活動が平常の状態になり、新たな環境が安定する時期としました。

(4) 予測方法

① 工事の実施に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度

対象事業実施区域内は、土地区画整理事業の造成工事によって、全て改変される可能性があることから、対象事業実施区域に隣接する地域で注目すべき種の生育が確認されている樹林域を予測地域とし、既存資料（区画整理）における現地調査結果と施工計画を基に、予測地域を生育環境とする注目すべき種への工事中の夜間照明による間接的影響の程度を定性的に予測しました。また、土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲（「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.3 (5) 予測条件 表6.2-32～表6.2-34」（p.6.2-116～6.2-117 参照））についても、本事業の工事中の夜間照明に係る間接的影響の程度を定性的に予測しました。

② 施設の存在・土地利用の変化に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度

対象事業実施区域内は、土地区画整理事業の造成工事によって、全て改変される可能性があることから、対象事業実施区域内で注目すべき種の生育が確認されている谷戸地域を予測地域とし、既存資料（区画整理）における現地調査結果と事業計画を基に、予測地域で確認された注目すべき種の生育環境の回復の程度を定性的に予測しました。

③ 施設の運営に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度

対象事業実施区域内は、土地区画整理事業の造成工事によって、全て改変される可能性があることから、対象事業実施区域に隣接する地域で注目すべき種の生育が確認されている樹林域を予測地域とし、既存資料（区画整理）における現地調査結果と事業計画を基に、予測地域を生育環境とする注目すべき種への照明設備の使用による間接的影響の程度を定性的に予測しました。また、土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲（「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.3 (5) 予測条件 表6.2-32～表6.2-34」（p.6.2-116～6.2-117 参照））についても、照明設備の使用による間接的影響の程度を定性的に予測しました。

(5) 予測条件

予測条件は、「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.3 (5) 予測条件」（p.6.2-113～6.2-117 参照）と同様としました。

(6) 予測結果

本予測は、対象事業実施区域及びその周辺の植生、地形及び利用等の状況を踏まえ、植物の生育環境の特性が異なる6つの地域（「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1 (5) ①イ.B 注目すべき動物種及び生息地の状況 表6.2-7、図6.2-4」（p.6.2-33～6.2-34 参照））に区分し、各地域で確認された注目すべき種の生育環境への影響を予測しました。

各地域で確認された注目すべき種の確認状況は、表6.3-13に示すとおりです。人工的土地利用域、樹林が点在する広大な草地域、和泉川源流域、住宅地域では注目すべき種の生育が確認されなかったため、予測対象から除外しました。

表 6.3-13 注目すべき種の主な生育環境

主な生育環境 ^{注1}	区分	注目される種	
		重要な種の保護の観点から、一部の種を非表示としております。	
(1) 人工的土地利用域	維管束植物、蘚苔類、 付着藻類	—	
(2) 谷戸地域	維管束植物	ウスゲチョウジタデ、ミズタカモジ	
	付着藻類	アオカワモズク、シャジクモ	
(3) 樹林が点在する広大な草地域	維管束植物、蘚苔類、 付着藻類	—	
(4) 和泉川源流域	維管束植物、蘚苔類、 付着藻類	—	
(5) 住宅地域	維管束植物、蘚苔類、 付着藻類	—	
(6) 樹林域	維管束植物	ヤブムグラ、アマナ	

注1：主な生育環境の範囲は、前掲図6.2-4（p.6.2-34 参照）に示すとおりです。

① 工事の実施に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度

対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等の樹林域においては、工事に伴う夜間照明の影響が懸念される注目すべき種としてヤブムグラ、アマナが確認されています。

工事に伴う夜間照明の影響については、工事中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）等の配慮を実施すること、樹林域との境界に仮囲いを設置することから、樹林域に生育するヤブムグラ、アマナへの影響はほとんどないと予測します。

また、相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域では、土地区画整理事業によって、環境保全措置や地上式調整池（調整池4）の整備が行われ、本事業は、その周辺で工事を実施しますが、樹林域と同様に、工事中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）等の配慮を実施するとともに、本事業の工事が影響を与えないよう工事实施時期や工法などについて土地区画整理事業の事業者と調整することから、影響はほとんどないと予測します。

重要な種の保護の観点から、一部、非表示としております。

② 施設の存在・土地利用の変化に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度

ア. 谷戸地域

谷戸地域は、コンクリート三面張りの相沢川沿いに谷戸地形が形成されており、相沢川の東側には低茎乾生草地（主にメヒシバーエノコログサ群落）、谷戸底は畑地、定期的な人為的攪乱のある水田、人為的攪乱の比較的少ない湿地化された水田とこれらに沿った高茎乾生草地（主にチガヤ群落）、樹林地（主に小規模植栽樹群、エノキやマグワを主体とした疎林）等が帯状に分布し、注目すべき種として、相沢川の開放水面や水田等の湿生草地ではアオカワモズク、シャジクモが、水田等の湿生草地や畑地、休耕田ではウスゲチョウジタデ、ミズタカモジの生育が確認されています。

本事業で園路、休憩所（あずまや）等の小規模建築物、庭園等（大花壇）を整備することで低茎乾生草地の面積が減少します。また、土地区画整理事業により相沢川が暗渠化され、谷戸底の畑地、水田、休耕田が消失しますが、本事業の実施にあたっては、「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.3（5）予測条件 表6.2-32」（p.6.2-116 参照）に示すとおり、土地区画整理事業が実施する環境保全措置として、保全対象種の生育環境を創出するため、谷戸地形をいかして多自然水路等の多様な湿性環境を整備するほか、湿生草地（ミズワラビ、ミズニラ、オギ等）、高茎乾生草地（ムギ、ソバ等）、樹林地（コナラ、ハンノキ等の植栽樹林）の整備を予定しており、水路、水深の異なる湿地、湿生・乾生草地、樹林という環境区分が連続的に推移することで、様々なハビタットタイプの動植物の生息・生育が可能な生態系ネットワークのコアエリアを創出します。そのため、当該地域において確認された水路、湿生草地、高茎乾生草地に生育する注目すべき種の生育環境の変化は小さいと予測します。

注1：土地区画整理事業の保全対象種に選定されており、創出した生育環境（湿地環境と草地環境）へ移植される計画ですが、付着藻類は仮移植が困難であることから、土地区画整理事業において暗渠化への切り替え時期等を踏まえ、専門家等と対応を協議する予定です。

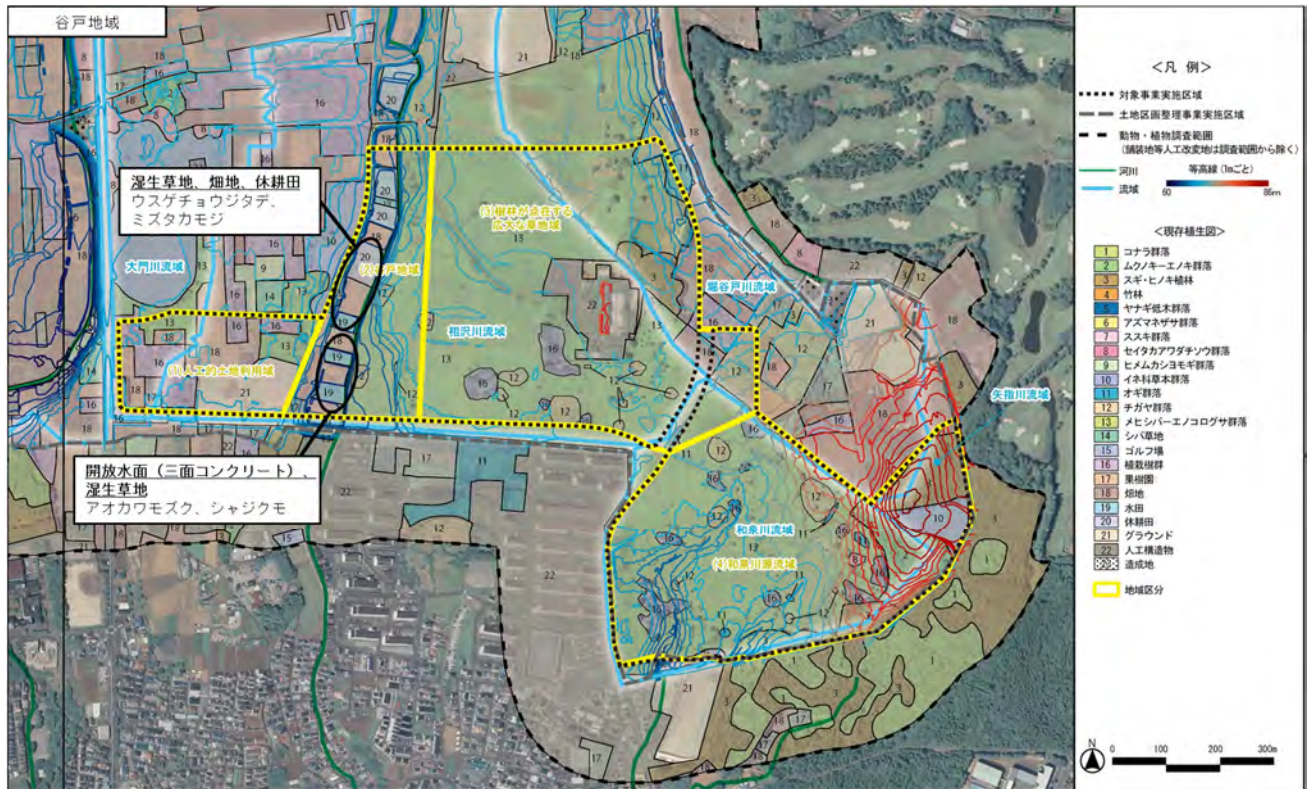


図 6.3-9(1) 現況 (谷戸地域)

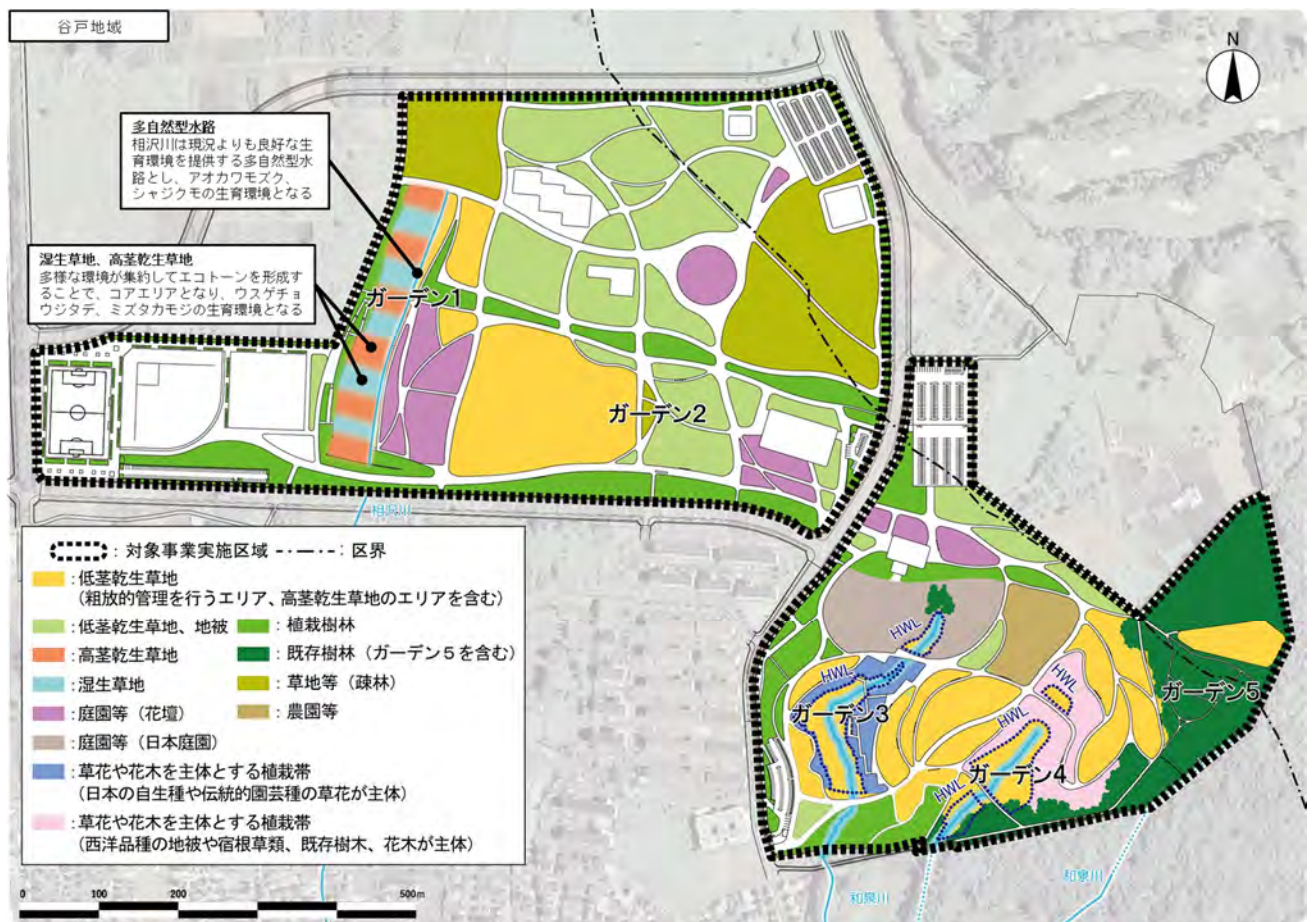


図 6.3-9(2) 施設の存在時 (谷戸地域)

③ 施設の運営に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度

対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等の樹林域においては、公園施設の夜間照明の影響が懸念される注目すべき種としてヤブムグラ、アマナが確認されています。

供用時には屋外スポーツ施設にナイター照明、駐車場及び園路にポール照明を設置する計画ですが、誘虫性の低い LED 照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和3年3月）を踏まえ、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うこと、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、対象事業実施区域外への光漏れを軽減することから、樹林域に生育するヤブムグラ、アマナへの影響はほとんどないと予測します。

また、土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生育環境及び地上式調整池（調整池4）が整備・創出されますが、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うことから、影響はほとんどないと予測します。

重要な種の保護の観点から、一部、非表示としております。

6.3.4 環境の保全のための措置

(1) 工事の実施に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度

環境の保全のための措置は、工事の実施に伴う植物相の生育環境への影響を最小限に留めるため、表 6.3-14 に示す内容を実施します。

表 6.3-14 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等	<ul style="list-style-type: none">・夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する等により作業時間を順守します。・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲に対し、土地区画整理事業の事業者と調整し、本事業の工事が影響を与えないような工事実施時期や工法とします。・工事の実施に伴う夜間照明の影響を低減するため、工事敷地境界には仮囲いを設置します。

(2) 施設の存在・土地利用の変化及び施設の運営に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度

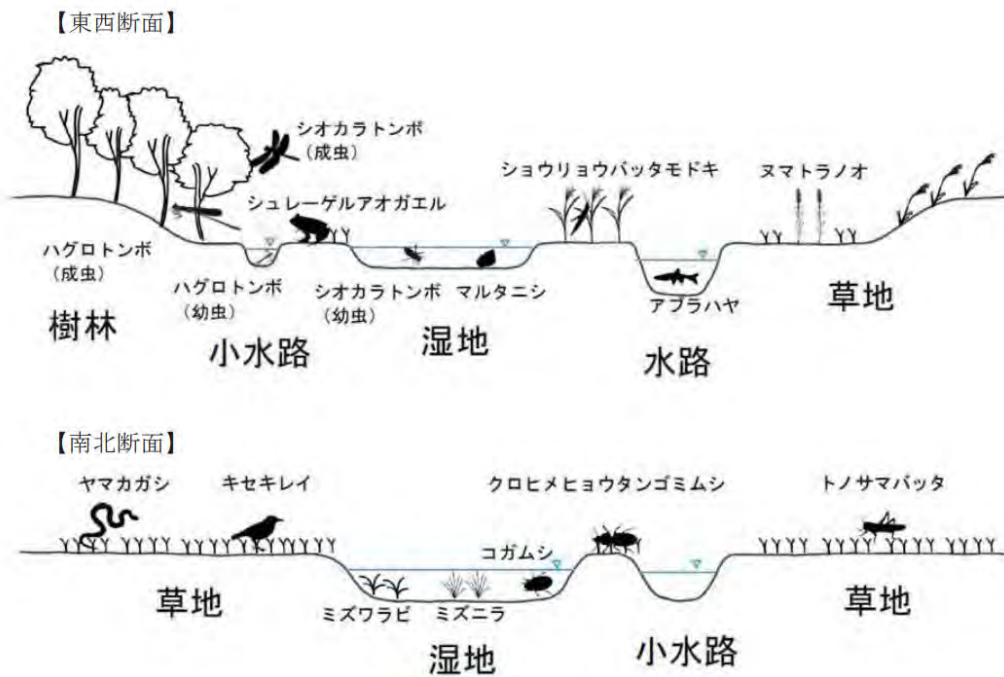
環境の保全のための措置は、施設の存在・土地利用の変化に伴い、注目すべき種の植物相や植生の多様性の回復に寄与すること及び施設の運営に伴う注目すべき種の植物相及びその生育環境への影響を最小限に留めるため、表 6.3-15 に示す内容を計画段階から配慮し、実施します。

表 6.3-15 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
<p>【供用時】 施設の存在・土地利用の変化</p>	<p>【対象事業実施区域全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り既存樹の現位置保存に努めるとともに、既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土を保全・活用することで植生の回復を図り、併せて、適切な維持管理を行うことで、在来種の保全に努めます。 ・中央地区及び東地区の草地広場は国際園芸博覧会で整備される草地等の緑地を継承し、公園広場として広げていきます。 ・生態系に影響を及ぼす恐れがあると考えられる植物については、配慮すべき種の開花時期等を踏まえた維持管理計画を立て、特定の種の蔓延防止に努め、創出した草地環境を維持します。 ・園路や駐車場等には礫間貯留、バイオスウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設の整備、維持管理を行うことで、公園整備による和泉川流域及び堀谷戸川流域における対象事業実施区域外への雨水の流出量の増加分の全てを吸収し、水源の涵養を図り、適切な管理により機能の維持に努めます。 <p>【谷戸地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲では、植栽等による樹林地、オギ群落や水田雑草群落など湿生の低茎～高茎草地の環境を創出するとともに、その周辺には粗放的管理を行うエリアや高茎乾生草地の整備を計画します。相沢川北部のエノキやマグワを主体とした疎林には、植栽により新たな緑を創出するほか、相沢川周辺の谷戸地形をいかし、雨水の溜まる窪地として湿性を維持します。 ・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺は、生物の生息・生育に配慮した園路の配置を計画し、土地区画整理事業が環境保全措置を実施する範囲は保全すべき植生への踏圧の制限や生物の採取防止のため、立ち入りは原則エリア内に配置される園路とし、園路にロープ柵等を設置します。なお、園路以外においても管理者のコントロールの下、自然体験や観察会などができるようなエリアも確保します。 ・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺において、「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成 25 年 3 月）を参考に、環境特性や保全対象種等に合わせた維持管理計画を作成し、モニタリングによる保全対象種の確認と計画の見直しを行うとともに、在来種の保全の観点から、注意が必要な外来種の開花・結実時期に合わせた刈り取りや駆除等を実施し、保全・創出した環境が継続するよう人為的攪乱も含め順応的な維持管理を行います。
<p>【供用時】 施設の運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外スポーツ施設に設置するナイター照明、駐車場及び園路に設置するポール照明は、誘虫性の低い LED 照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和 3 年 3 月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、周辺の住居及び生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制します。また、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、照明設備の使用による対象事業実施区域外への光漏れを軽減するなどの対策を行います。



図 6.3-10 土地区画整理事業が主体となり、本事業と調整を図りながら実施する環境保全措置の平面イメージ（相沢川周辺）
（本事業の対象事業実施区域の拡張後（令和4年7月））



注1：旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価書（p.9.10-149～9.10-150）より引用

図 6.3-11 土地区画整理事業が主体となり、本事業と調整を図りながら実施する環境保全措置の断面イメージ（相沢川周辺）

6.3.5 評価

(1) 工事の実施に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度

工事に伴う夜間照明の影響については、工事中は作業時間の順守(夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する)等の配慮を実施すること、樹林域との境界に仮囲いを設置することから、樹林域に生育するヤブムグラ、アマナへの影響はほとんどないと予測します。

また、相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域では、土地区画整理事業によって、環境保全措置や地上式調整池(調整池4)の整備が行われ、本事業は、その周辺で工事を実施しますが、樹林域と同様の配慮を実施するとともに、本事業の工事が影響を与えないよう工事実施時期や工法などについて土地区画整理事業の事業者と調整することから、影響はほとんどないと予測します。

以上のことから、環境保全目標「注目すべき種の植物相及びその生育環境への影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。

重要な種の保護の観点から、一部、非表示としております。

(2) 施設の存在・土地利用の変更に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度

対象事業実施区域は土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があり、本事業で公園利用に必要な範囲の整地と公園施設の設置を行います。それらを踏まえた地域区分ごとの予測結果は下記のとおりです。

人工的土地利用域、樹林が点在する広大な草地域、和泉川源流域では注目すべき種の生育は確認されていません。

谷戸地域では、公園施設を整備することで低茎乾生草地の面積が減少します。また、土地区画整理事業により相沢川が暗渠化され、谷戸底の畑地、水田、休耕地が消失しますが、土地区画整理事業が実施する環境保全措置として、保全対象種の生育環境を創出するため、谷戸地形をいかして多自然水路等の多様な湿性環境を整備するほか、湿生草地、高茎乾生草地、樹林地の整備を予定しており、水路、水深の異なる湿地、湿生・乾生草地、樹林という環境区分が連続的に推移することで、様々なハビタットタイプの動植物の生息・生育が可能な生態系ネットワークのコアエリアを創出します。そのため、当該地域において確認された水路、湿生草地、高茎乾生草地に生育する注目すべき種の生育環境の変化は小さいと予測します。

また、本事業では、相沢川周辺において、サブコアエリアとしてまとまった高茎乾生草地を創出し、相沢川北部のエノキやマグワを主体とした疎林には植栽により新たな緑を創出するほか、相沢川周辺の谷戸地形をいかし、雨水の溜まる窪地として湿性を維持する予定です。緑化にあたっては、可能な限り既存樹の現位置保存に努めるとともに、既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土を保全・活用することで植生の回復を図り、併せて、適切な維持管理を行うことで、在来種の保全に努めます。

これらにより、図 6.3-9 (p.6.3-39 参照) に示す注目すべき種が再び確認できるような環境が創出、維持されるよう配慮します。加えて、「横浜市森づくりガイドライン」(横浜市環境創造局みどりアップ推進課 平成25年3月)を参考に、環境特性や保全対象種等に合わせた維持管理計画を作成し、モニタリングによる保全対象種の確認と計画の見直しを行うとともに、在来種の保全の観点から、注意が必要な外来種の開花・結実時期に合わせた刈り取りや駆除等を実施し、保全・創出した環境が継続するよう人為的攪乱も含め順応的な維持管理を行います。

以上のことから、環境保全目標「注目すべき種の植物相や植生の多様性の回復に寄与すること。」を達成するものと評価します。

(3) 施設の運営に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度

供用時には屋外スポーツ施設にナイター照明、駐車場及び園路にポール照明を設置する計画ですが、誘虫性の低い LED 照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和 3 年 3 月）を踏まえ、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うこと、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、対象事業実施区域外への光漏れを軽減することから、樹林域に生育するヤブムグラ、アマナへの影響はほとんどないと予測します。

また、土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生育環境及び地上式調整池（調整池 4）が整備・創出されますが、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うことから、影響はほとんどないと予測します。

以上のことから、環境保全目標「注目すべき種の植物相及びその生育環境への影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。

重要な種の保護の観点から、一部、非表示としております。
